

2024年10月版

ご契約のしおり 定款・約款



5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]



この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

明治安田

はじめに

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。

内容を十分にご確認のうえ、

ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

また、ご契約後は、後ほどお送りする保険証券とともに
大切に保管してください。

冊子の構成

この冊子は次の部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項（告知、保障内容、保険金などをお支払いできない場合、諸手続き、税制上の取扱いなど）をわかりやすく説明しています。

⇒ 5
ページ

てい かん 定 款

当社の組織や事業運営の
基本となる規則などを定めています。

※最新の定款の全文については当社ホームページ（裏表紙参照）から閲覧いただけます。

⇒ 72
ページ

やっ かん 約 款 ・ 特 約 条 項

ご契約の内容を記載した、
約款および特約条項を掲載しています。

⇒ 75
ページ

ご契約のしおり 定款・約款

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

定款・当社の運営

約款

特約条項

保険のことは

ご 契 約 の し お り	目的別もくじ	6
ご 契 約 に あ た っ て	1 ご契約にあたって 1 保険契約の締結と生命保険募集人 8 2 お申込み手続き 8 3 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度） 9 4 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ 10	
保 険 の 特 徴 と 仕 組 み	2 保険の特徴と仕組み 1 保険の特徴 11 2 保険の仕組み 12 3 円入金特約 21 4 円支払特約 21 5 為替リスク 23 6 ご負担いただく諸費用 24	
告 知 と 保 障 の 開 始	3 告知／保障の開始	26
保 険 金 の お 支 払 い	4 保険金などのお支払い 28 5 保険金などをお支払いできない場合 36 6 保険金などの請求手続き 38 7 保険金などのお支払期限 42	
ご 契 約 後 の お 取 扱 い	8 配当金 43 9 解約と返戻金 44 10 死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更 54 11 ご契約者・住所などの変更に伴う手続き 56 12 死亡保険金受取人による保険契約の継続 57 13 被保険者によるご契約者への解約の請求 58 14 生命保険と税金 59 15 ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口 64	
生 命 保 険 に 関 す る お 知 ら せ	16 生命保険に関するお知らせ 1 個人情報等の取扱い 65 2 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い 65 3 税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ 66 4 「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用 67 5 保険金額などが削減される場合 68 6 生命保険契約者保護機構 69	

手続きに必要な書類一覧

71

定款・当社の運営

72

約款・特約条項

(次ページをご覧ください)

〈参考〉

保険のことば

110

この「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧くださいにあたって

この「ご契約のしおり 定款・約款」では「増やすタイプ」「贈るタイプ」「受け取るタイプ」の3つのご契約のタイプを掲載するにあたり、保険契約の型を用いてご説明しています。

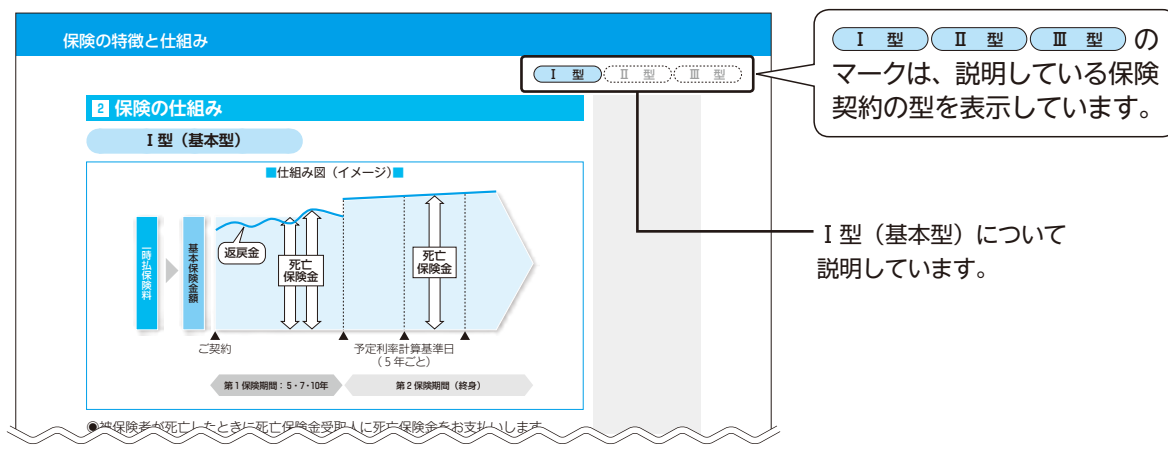
※募集代理店によっては、一部のタイプ（保険契約の型）をお取り扱いしない場合もあります。

ご契約のタイプ	保険契約の型
増やすタイプ	I 型（基本型）
贈るタイプ	II 型（生存給付金あり型）
受け取るタイプ	III 型（定期支払金あり型）／定期支払率2段階化特約付III 型（定期支払金あり型）*

* III 型（定期支払金あり型）に、「定期支払率2段階化特約」を付加した場合

【参考】

ご契約のしおり②「保険の特徴と仕組み」④「保険金などのお支払い」のページでは、以下のとおり保険契約の型の表示を参考にご加入の型についてご確認いただけます。



ご契約の保障内容は以下のページをご覧ください

- 商品の特徴や特約ごとの「お支払いする場合」などの詳細については、「約款」「特約条項」をお読みください。
「約款」「特約条項」では、ご契約者と当社との間の取り決めの内容を記載しています。
- 「ご契約のしおり」のページでは、保険金のお支払いなどの概要をわかりやすく説明しています。
- 付加できる特約の種類や取扱範囲などは、付加する際の当社の取扱いによります。

「約款」
「特約条項」
参照ページ

「ご契約の
しおり」
参照ページ

約 款	5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制 終身保険（指定通貨建）[B] 普通保険約款 7628						
特 約	<table> <tr> <td data-bbox="435 591 1289 640">定期支払率2段階化特約条項</td><td data-bbox="1289 591 1436 640">9834</td></tr> <tr> <td data-bbox="435 640 1289 689">円入金特約条項</td><td data-bbox="1289 640 1436 689">10021</td></tr> <tr> <td data-bbox="435 689 1289 743">円支払特約条項</td><td data-bbox="1289 689 1436 743">10121</td></tr> </table>	定期支払率2段階化特約条項	9834	円入金特約条項	10021	円支払特約条項	10121
定期支払率2段階化特約条項	9834						
円入金特約条項	10021						
円支払特約条項	10121						

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項を
わかりやすく説明しています。

こんなときは → 以下のページをご覧ください。

ご契約にあたって

保険の仕組みや
保障内容を知りたい



→ 2 保険の特徴と仕組み

11
ページ

→ 4 保険金などのお支払い

28
ページ

お申込みを
撤回したい



→ 1 ご契約にあたって

3 保険契約のお申込みの撤回または
解除（クーリング・オフ制度）

9
ページ

告知について
知りたい



→ 3 告知／保障の開始

26
ページ

保障が始まる時を
知りたい



→ 3 告知／保障の開始

26
ページ

為替リスクについて
知りたい



→ 2 保険の特徴と仕組み

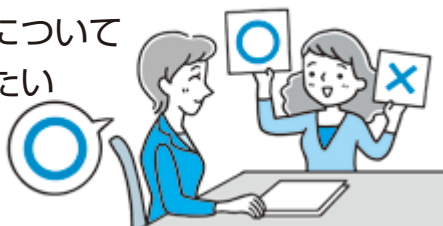
5 為替リスク

23
ページ

専門用語の意味については、「保険のことば」(110ページ)をご確認ください。

保険金のお支払い

保険金が支払われる
場合について
知りたい



→ 4 保険金などのお支払い

28
ページ

保険金が支払われない
場合について
知りたい



→ 5 保険金などをお支払い
できない場合

36
ページ

保険金の請求手続きについて
知りたい



→ 6 保険金などの請求手続き

38
ページ

ご契約後のお取扱い

契約を
解約したい



→ 9 解約と返戻金

44
ページ

保険料や保険金の
税金について
知りたい



→ 14 生命保険と税金

59
ページ

受取人変更、改姓、住所変更
に伴う手続きについて
知りたい



→ 10 死亡保険金受取人・
生存給付金受取人の変更

54
ページ

→ 11 ご契約者・住所などの
変更に伴う手続き

56
ページ

1 ご契約にあたって

1 保険契約の締結と生命保険募集人

保険契約は、当社が承諾したときに成立します。

- 当社の生命保険募集人（当社から募集の委託を受けた代理店である銀行等金融機関およびその役員・使用人を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

媒介

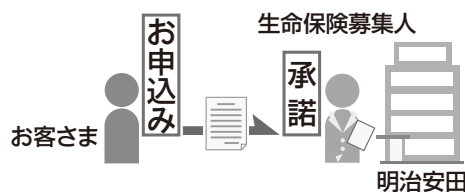
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、
保険契約締結の「媒介」を行ないます。

代理

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、
保険契約締結の「代理」は行ないません。

2 お申し込み手続き

- お申し込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。

- お申し込みの際の住所は保険証券をお送りする際のあて名書きになりますので、所番地・アパート名・棟番号・号室等まで詳しくお知らせください。
- ご契約をお引受けしますと、保険証券などをお送りします。

◆保険証券とお申し込みの内容が違っている場合には、当社コミュニケーションセンター（[15](#) [ご契約後の手続きやご相談に関する窓口](#)）（64ページ）参照）へご連絡ください。

3 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

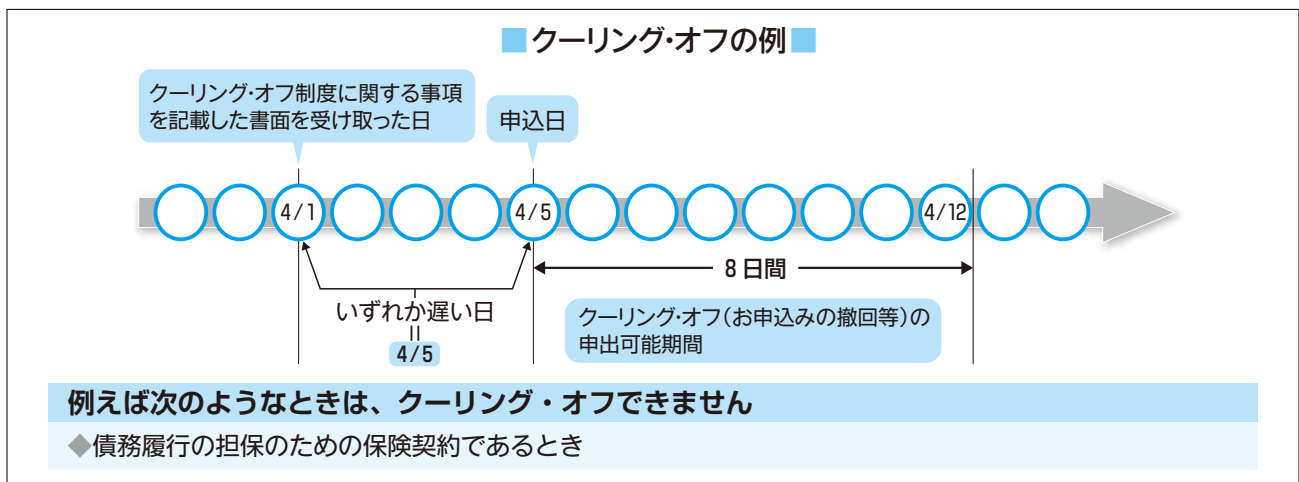
保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。

●ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」）を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録*により保険契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お申し込みいただいた金額を**お払いいただいた通貨**でお返しいたします。

*主たる窓口として、当社ホームページの専用申出フォーム（<https://www.meijiyasuda.co.jp/cooling-off/index>）を設置しています。

●お払いいただいた金額をお返すするまでには、お申込み内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

●生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。



郵送によるお申出方法

- ◆郵送によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、当社（〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11 明治安田生命保険相互会社金融代理店サービスオフィス）あて上記期限内に発信してください。生命保険募集人などに対してはお申込みの撤回等のお申し出はできません。
- ◆書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名（フリガナ）・住所・電話番号（お申込み内容と同一）・商品名・申込日・一時払保険料および返金先口座などを記載してください。
- ◆書面は、個人情報保護のため、封書によるお申し出をおすすめします。

■お申込みの撤回等の書面記入例■

切手

〒135-0016

明治安田生命保険相互会社
金融代理店サービスオフィス
宛

東京都江東区東陽2-2-11

明治安田生命保険相互会社 行

私は○年○月○日に○○銀行○○支店にて申し込んだ下記契約の申込みを撤回します。

申込者（契約者） フリガナ ○○○○

商品名 フリガナ ○○○○

一時払保険料 フリガナ ○○○.○○○円

返金先口座 ○○銀行 ○○支店
普通 口座番号 ○○○○○○
口座名義人 フリガナ ○○○○

住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

氏名 ○○○○
(ご契約者が自署してください)

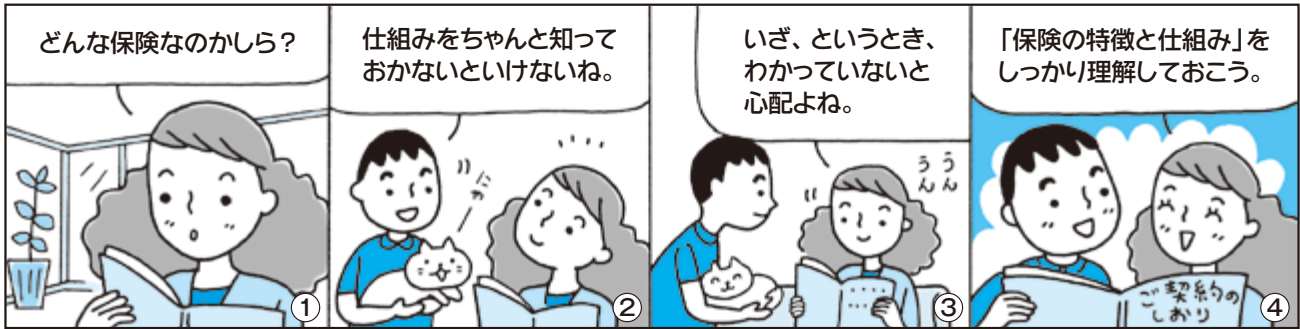
申込内容控えから転記してください。一時払保険料は、お払いいただいた通貨の単位で記入してください。

申込者（契約者）ご本人の口座を記入してください。

4 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
 - 現在のご契約と新たなご契約の保険金などの「お支払いする場合」が異なるために、**現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。**

2 保険の特徴と仕組み



ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取り扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

1 保険の特徴

- この保険は、外貨建ての一時払終身保険です。
- ご契約時に、米ドル・豪ドルから1つの通貨をご契約者に指定いただきます（指定した通貨を指定通貨といいます）。
- この保険における一時払保険料のお払込みや、保険金など①のお受取りは指定通貨にて行ないます②。
- ニーズに応じて3つの型からお選びいただけます③。

	特徴	保険の仕組み
I 型 (基本型)	- 生涯にわたる死亡保障をご準備いただけます。 - 第1保険期間中の死亡保障を抑制することで、第2保険期間中の死亡保険金額を大きくしています。	12ページ
II 型 (生存給付金あり型)	- 第1保険期間中は、毎年の生存給付金支払日④に被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いし、被保険者が死亡したときに死亡保険金をお支払いします。 - 第2保険期間中の死亡保障の有無は、ご契約時に選択いただくことができます。	14ページ
III 型 (定期支払金あり型)	- 生涯にわたる死亡保障をご準備いただけるほか、毎年の年単位の契約応当日に被保険者が生存しているとき、定期支払金をお支払いします。 - 死亡保険金額を基本保険金額に抑えることで、定期支払金額を大きくしています。	18ページ
定期支払率2段階化特約付III型 (定期支払金あり型)*	契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に、毎年の定期支払金額の10倍の定期支払金をお支払いします。	18ページ

* 保険契約のお申込みの際に、「定期支払率2段階化特約」を付加した場合

①保険金など／I型の場合は死亡保険金・返戻金などをいい、II型の場合は死亡保険金・生存給付金・返戻金などをいい、III型の場合は死亡保険金・定期支払金・返戻金などをいいます。

②円でのお払込みやお受取りも可能です。詳細は、「円入金特約」「円支払特約」をご確認ください。

→参照【③円入金特約】(21ページ)、【④円支払特約】(21ページ)

③ご契約時に選択いただいた型の変更はできません。なお、ご契約時の市場金利情勢などによっては、一部の型をお取扱いしない場合もあります。

④第1回の生存給付金は契約日とします。

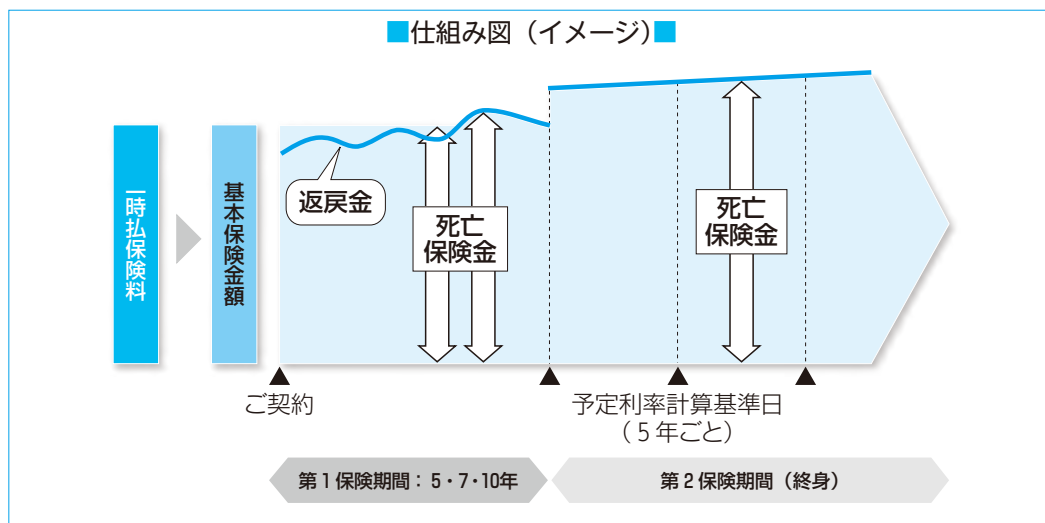
ご注意



募集代理店によっては、一部の型をお取扱いしない場合もあります。

2 保険の仕組み

I 型（基本型）



- 被保険者が死亡したときに死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- 第1保険期間は、ご契約時に5年、7年、10年のいずれかからご選択いただけます^⑤。
- 第1保険期間中は、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行ないます。このため、解約または減額された際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

ご注意



- ・両眼失明などの高度障害状態に該当した場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- ・ご契約後、指定通貨、第1保険期間を変更することはできません。
- ・為替レートは日々変動しているため、死亡保険金や返戻金などをお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金額や返戻金額などが、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金額や返戻金額などを下回るおそれがあります。
さらに、お支払い時の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金額や返戻金額などがご契約時の当社所定の為替レートで円換算した一時払保険料^⑥を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- ・第1保険期間中は、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を行なうため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。従って、市場金利の変動によっては、返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・「ご契約者に対する貸付」のお取扱いはありません。

■基本保険金額とは■

- ・死亡保険金をお支払いする場合の基準となる金額です。
- ・ご契約時に、当社の定める範囲内でご契約者に設定いただき、基本保険金額と同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。ただし、円入金特約を付加し、円で一時払保険料を払い込まれる場合は、当社が一時払保険料を受領した日^⑦における当社所定の為替レートで指定通貨に換算した金額を基本保険金額とします。

⑤ご契約時の市場金利情勢やご契約者・被保険者の年齢などによっては、一部の年数をお取扱いしない場合があります。

→参照

④保険金などのお支払い
(28 ページ)

⑥円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額をいいます。

→参照 【③円入金特約】(21 ページ)、
【⑤為替リスク】
(23 ページ)

⑦その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

■ 予定利率計算基準日とは ■

- 第2保険期間開始日および第2保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日^⑧をいい、当社が予定利率を設定する日です。
(被保険者の年齢が101歳から105歳までの間の予定利率計算基準日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。)

■ 予定利率とは ■

- 保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。
なお、積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
- 予定利率は、契約日および予定利率計算基準日に当社が設定します。
- 予定利率は、指定通貨に応じた、以下の指標金利に、所定の調整率を加減算して設定します。ただし、予定利率は、最低保証予定利率（0.25%）を下回りません。

【指定通貨が米ドルの場合】

予定利率設定日	指標金利
契約日	残存期間が第1保険期間と同じ期間のアメリカ合衆国国債の流通利回り
予定利率計算基準日	残存期間が6ヵ月のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値

【指定通貨が豪ドルの場合】

予定利率設定日	指標金利
契約日	残存期間が第1保険期間と同じ期間のオーストラリア連邦国債の流通利回り
予定利率計算基準日	残存期間が1年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値

- 契約日および予定利率計算基準日に設定された予定利率は、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用され、その期間中は変動しません。なお、直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以後の期間、適用します。

■ 実質的な利回りとは ■

- 将来の一時点における金額（返戻金額等）の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。

■ 市場価格調整とは ■

- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる仕組みのことです。
- このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には増加することがあります。
- 従って、市場金利の変動によっては、返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

⑧ 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

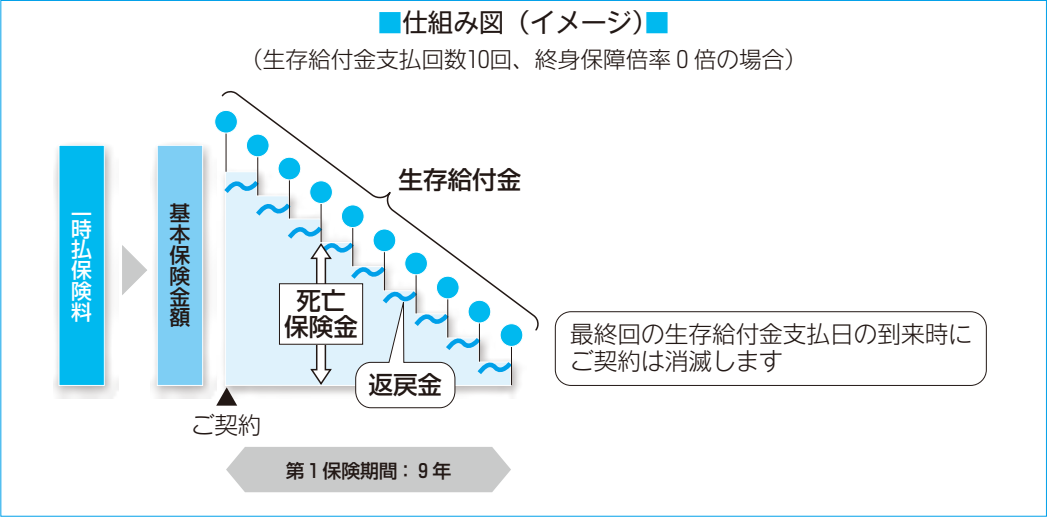
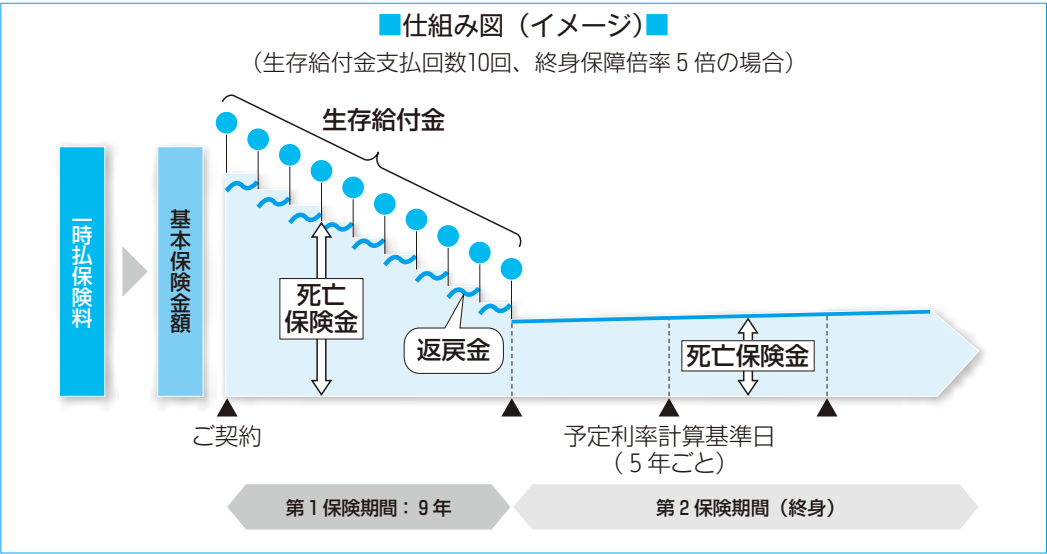
保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

II 型（生存給付金あり型）



- 第1保険期間中は、毎年の生存給付金支払日④に被保険者が生存しているとき、生存給付金受取人に生存給付金をお支払いし、被保険者が死亡したときに死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- 生存給付金支払回数は、ご契約時に5回、10回、15回、20回のいずれかからご選択いただけます⑨。なお、第1保険期間は生存給付金支払回数に応じて定まります。

生存給付金支払回数	第1保険期間
5回	4年
10回	9年
15回	14年
20回	19年

- 第2保険期間開始時の死亡保険金額は、生存給付金基準額とご契約時に選択いただいた終身保障倍率（0倍、2.5倍、5倍）に応じた金額となります。
- 終身保障倍率が2.5倍、5倍の場合、第2保険期間中は終身保障倍率に応じた金額を死亡保険金としてお支払いします。
- 終身保障倍率が0倍の場合、最終回の生存給付金支払日の到来時にご契約は消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません⑩。

④第1回の生存給付金は契約日とします。

⑨ご契約時の市場金利情勢やご契約者・被保険者の年齢などによっては、一部の回数をお取扱いしない場合もあります。

⑩終身保障倍率が0倍と選択した場合、主契約の「終身保障不担保特則」が適用されます。

- ご契約時に、生存給付金を円でお受け取りいただく際の上限額を指定することができます^⑪。
- 第1保険期間中は、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行ないます。このため、解約または減額された際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

ご注意



- 両眼失明などの高度障害状態に該当した場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- ご契約後、指定通貨、終身保障倍率、生存給付金支払回数（第1保険期間）を変更することはできません。
- 為替レートは日々変動しているため、死亡保険金、生存給付金、返戻金などをお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金額、生存給付金額、返戻金額などが、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金額、生存給付金額、返戻金額などを下回るおそれがあります。
さらに、お支払い時の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金、生存給付金、返戻金などのお受取合計額がご契約時の当社所定の為替レートで円換算した一時払保険料^⑥を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- 第1保険期間中は、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を行なうため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。従って、市場金利の変動によっては、生存給付金と返戻金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 「ご契約者に対する貸付」のお取扱いはありません。

⑪この場合、円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用されます。

→参照

④保険金などのお支払い

生存給付金の円建上限額を指定する場合の取扱い（円支払特約「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合）

（32 ページ）

⑥円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額をいいます。

→参照 【③円入金特約】（21 ページ）、
【⑤為替リスク】（23 ページ）

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取り扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

■基本保険金額とは■

- 死亡保険金や生存給付金をお支払いする場合の基準となる金額です。
- ご契約時に、当社の定める範囲内でご契約者に設定いただき、基本保険金額と同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。ただし、円入金特約を付加し、円で一時的払保険料を払い込まれる場合は、当社が一時払保険料を受領した日^⑦における当社所定の為替レートで指定通貨に換算した金額を基本保険金額とします。

■生存給付金支払日とは■

- 生存給付金をお支払いする日のことをいいます。詳しくは^④ **保険金などのお支払い** ^③ **生存給付金支払日**（30 ページ）をご参照ください。

■生存給付金支払回数とは■

- 生存給付金をお支払いする回数のことをいい、ご契約時に、5 回、10 回、15 回、20 回のいずれかをご契約者に選択いただきます^⑨。

■終身保障倍率とは■

- 第 2 保険期間開始時における死亡保険金額を定めるために生存給付金基準額に乘じる倍率のことをいいます。
- ご契約時に、0 倍、2.5 倍、5 倍のいずれかをご契約者に選択いただきます。

■生存給付金基準額とは■

- 死亡保険金や生存給付金をお支払いする場合に基準となる金額です。
- 生存給付金基準額は、基本保険金額、予定利率、生存給付金支払回数および終身保障倍率などにに基づき計算されます。

■予定利率計算基準日とは■

- 第 2 保険期間開始日および第 2 保険期間開始日から 5 年ごとの年単位の契約応当日^⑧をいい、当社が予定利率を設定する日です。
（被保険者の年齢が101歳から105歳までの間の予定利率計算基準日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。）

■予定利率とは■

- 保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。
なお、積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
- 予定利率は、契約日および予定利率計算基準日に当社が設定します。
- 予定利率は、指定通貨に応じた、以下の指標金利に、所定の調整率を加減算して設定します。ただし、予定利率は、最低保証予定利率（0.25%）を下回りません。

【指定通貨が米ドルの場合】

予定利率設定日	第 1 保険期間	指標金利
契約日	4 年	残存期間が 2 年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	9 年	残存期間が 4 年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	14 年	残存期間が 7 年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	19 年	残存期間が 9 年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
予定利率計算基準日	—	残存期間が 6 ヶ月のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が 5 年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値

^⑦その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

^⑨ご契約時の市場金利情勢やご契約者・被保険者の年齢などによっては、一部の回数をお取扱いしない場合があります。

^⑧契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

【指定通貨が豪ドルの場合】

予定利率設定日	第1保険期間	指標金利
契約日	4年	残存期間が2年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	9年	残存期間が4年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	14年	残存期間が7年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	19年	残存期間が9年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
予定利率計算基準日	—	残存期間が1年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値

- 契約日および予定利率計算基準日に設定された予定利率は、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用され、その期間中は変動しません。なお、直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以後の期間、適用します。

■実質的な利回りとは■

- 将来の一時点における金額（返戻金額等）の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。

■市場価格調整とは■

- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる仕組みのことです。
- このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には増加することがあります。
- 従って、市場金利の変動によっては、生存給付金と返戻金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

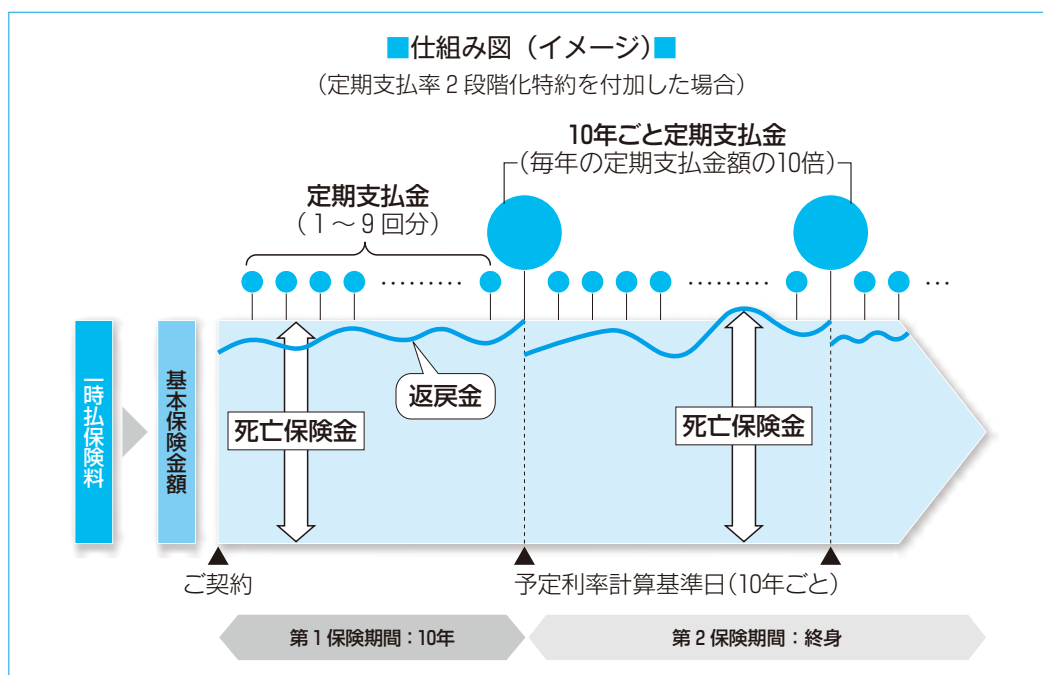
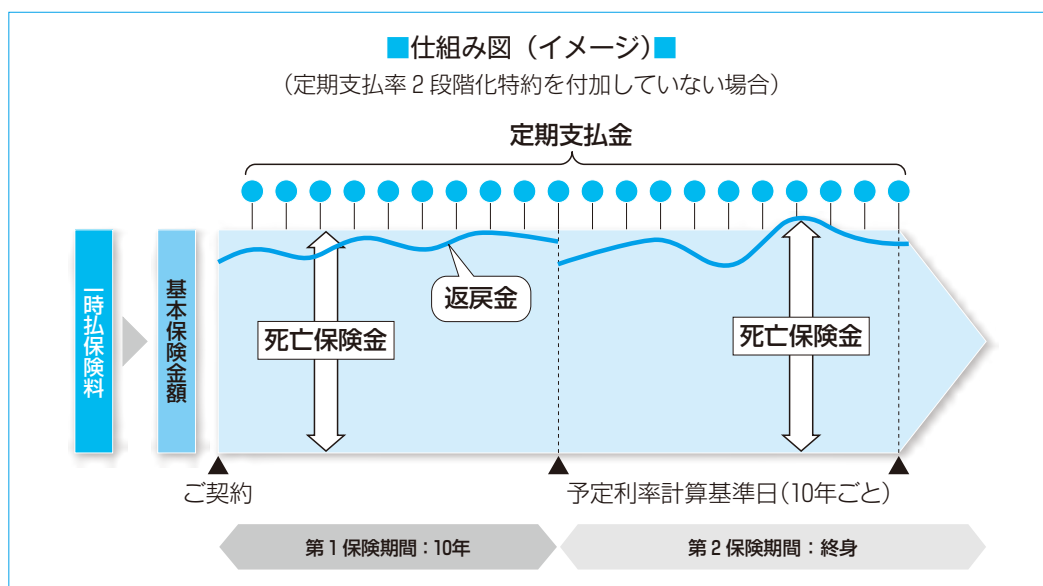
保険金のお支払い

ご契約後のお取り扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

III 型（定期支払金あり型）／定期支払率 2 段階化特約付 III 型（定期支払金あり型）



- 毎年の年単位の契約応当日^⑧に被保険者が生存しているとき、ご契約者に定期支払金をお支払いし、被保険者が死亡したときは、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- 定期支払率 2 段階化特約を付加した場合、契約日から10年ごとの予定利率計算基準日には、年単位の契約応当日^⑧にお支払いする定期支払金額の10倍の定期支払金をお支払いします。
- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行ないます。このため、解約または減額された際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

⑧ 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

ご注意



- 両眼失明などの高度障害状態に該当した場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- ご契約後、指定通貨を変更することはできません。
- 為替レートは日々変動しているため、死亡保険金、定期支払金、返戻金などをお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金額、定期支払金額、返戻金額などが、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金額、定期支払金額、返戻金額などを下回るおそれがあります。
さらに、お支払い時の当社所定の為替レートで円換算した死亡保険金、定期支払金、返戻金などのお受取合計額がご契約時の当社所定の為替レートで円換算した一時払保険料^⑥を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を行なうため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。従って、市場金利の変動によっては、定期支払金と返戻金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 「ご契約者に対する貸付」のお取扱いはありません。

→参照

④ 保険金などのお支払い
(28 ページ)

⑥ 円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額をいいます。

→参照 ③ 円入金特約 (21 ページ)、
⑤ 為替リスク (23 ページ)

■ 基本保険金額とは ■

- 死亡保険金や定期支払金をお支払いする場合の基準となる金額です。
- ご契約時に、当社の定める範囲内でご契約者に設定いただき、基本保険金額と同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。ただし、円入金特約を付加し、円で一時払保険料を払い込まれる場合は、当社が一時払保険料を受領した日^⑦における当社所定の為替レートで指定通貨に換算した金額を基本保険金額とします。

■ 定期支払率とは ■ * 定期支払率 2 段階化特約を付加しない場合

- 定期支払金額を算出する際、基本保険金額に乘じる率のことをいい、契約日および予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて当社が定めます。
- 定期支払率は、契約日または予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日^⑧に支払われる定期支払金から直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金まで適用します。直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」の翌年の年単位の契約応当日^⑧以後の期間、適用します。

■ 定期支払率 A とは ■ * 定期支払率 2 段階化特約を付加した場合

- 定期支払金額（予定利率計算基準日に支払われる定期支払金額を除く）を算出する際に基本保険金額に乘じる率のことをいい、契約日および予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて当社が定めます。
- 定期支払率 A は、契約日または予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日^⑧に支払われる定期支払金から直後に到来する予定利率計算基準日の前年の年単位の契約応当日^⑧に支払われる定期支払金まで適用します。
- 「最後の予定利率計算基準日」の翌年の年単位の契約応当日^⑧以後の期間に支払われる定期支払金は、定期支払率 A を適用します。

■ 定期支払率 B とは ■ * 定期支払率 2 段階化特約を付加した場合

- 予定利率計算基準日に支払われる定期支払金額を算出する際に基本保険金額に乘じる率のことをいい、契約日および予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて、定期支払率 B が定期支払率 A の 10 倍の率となるよう当社が定めます。
- 定期支払率 B は、契約日または予定利率計算基準日（「最後の予定利率計算基準日」を除きます）の直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金に適用します。

⑦ その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

⑧ 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお支払い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

■ 予定利率計算基準日とは ■

- 第2 保険期間開始日および第2 保険期間開始日から10年ごとの年単位の契約応当日^⑧をいい、当社が予定利率を設定する日です。
(被保険者の年齢が96歳から105歳までの間の予定利率計算基準日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は予定利率計算基準日はありません。)

■ 予定利率とは ■

- 保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。
なお、積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。
- 予定利率は、契約日および予定利率計算基準日に当社が設定します。
- 予定利率は、指定通貨や契約日または予定利率計算基準日における被保険者の年齢に応じた、以下の指標金利に、所定の調整率を加減算して設定します。ただし、予定利率は、最低保証予定利率（0.25%）を下回りません。

【指定通貨が米ドルの場合】

契約日または予定利率計算基準日 における被保険者の年齢	指標金利
75歳以下	残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
76歳以上	残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値

【指定通貨が豪ドルの場合】

契約日または予定利率計算基準日 における被保険者の年齢	指標金利
75歳以下	残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
76歳以上	残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値

- 契約日および予定利率計算基準日に設定された予定利率は、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの期間、適用され、その期間中は変動しません。なお、直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日より後の期間、適用します。

■ 実質的な利回りとは ■

- 将来の一時点における金額（返戻金額等）の基本保険金額に対する年換算利回り（複利）のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。

■ 市場価格調整とは ■

- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる仕組みのことです。
- このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には増加することがあります。
- 従って、市場金利の変動によっては、定期支払金と返戻金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

⑧ 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

3 円入金特約

ご契約のお申込時にこの特約を付加することによって、一時払保険料相当額を円で払い込むことができます。

- 円により払い込まれた一時払保険料相当額を指定通貨に換算した金額を基本保険金額とします。定められた基本保険金額は、保険証券でお知らせします。
- 指定通貨への換算にあたっては、当社所定の為替レート^⑫を適用します。

■指定通貨への換算における当社所定の為替レート（2024年7月現在）■

為替レート適用日	適用為替レート
当社が円により払い込まれた一時払保険料相当額を受領した日（受領日） ^⑦	T T M + 25 銭

ご注意



受領日は、当社指定の金融機関の口座に着金した日となります。このため、お払込日と受領日が異なる等の事情により当社所定の為替レートが変動し、基本保険金額がお払込日に試算した金額と相違することがあります。

4 円支払特約

ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金など^①を円で受け取ることができます。

- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート^⑬を適用します。

■円への換算における当社所定の為替レート（2024年7月現在）■

I 型（基本型）

	為替レート適用日	適用為替レート
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 ^⑦	T T M - 25 銭
返戻金	請求書類が当社に到達した日 ^{⑦⑭}	

II 型（生存給付金あり型）

	為替レート適用日	適用為替レート
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 ^⑦	T T M - 25 銭
生存給付金*	（生存給付金の支払事由発生日以前に請求書類が当社に到達した場合） 生存給付金の支払事由発生日 ^⑦	
	（生存給付金の支払事由発生日後に請求書類が当社に到達した場合） 請求書類が当社に到達した日 ^⑦	
	請求書類が当社に到達した日 ^{⑦⑭}	
返戻金	請求書類が当社に到達した日 ^{⑦⑭}	

* 円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合の為替レート適用日については、**4 保険金などのお支払い** **生存給付金の円建上限額を指定する場合の取扱い（円支払特約「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合）**（32 ページ）をご確認ください。

➡参照

円入金特約条項
(100 ページ)

^⑫当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社が指定する金融機関が公示する T T S を上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

^⑦その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

➡参照

円支払特約条項
(101 ページ)

^①保険金など／I 型の場合は死亡保険金・返戻金などをいい、II 型の場合は死亡保険金・生存給付金・返戻金などをいい、III 型の場合は死亡保険金・定期支払金・返戻金などをいいます。

^⑬当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社が指定する金融機関が公示する T T B を下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

^⑭は次のページにあります。

III型（定期支払金あり型）／定期支払率2段階化特約付III型（定期支払金あり型）

	為替レート適用日	適用為替レート
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 ^⑦	TTM-25銭
定期支払金	（定期支払金の支払事由発生日以前に請求書類が当社に到達した場合） 定期支払金の支払事由発生日 ^⑦	
	（定期支払金の支払事由発生日後に請求書類が当社に到達した場合） 請求書類が当社に到達した日 ^⑦	
	請求書類が当社に到達した日 ^{⑦⑭}	
返戻金	請求書類が当社に到達した日 ^{⑦⑭}	

⑭当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

⑦その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

●当社所定の為替レートについては、当社ホームページ（裏表紙参照）にてご確認ください。

ご注意



当社所定の為替レートの算出式（TTM-25銭）は将来変更される可能性があります。

■円への換算における当社所定の為替レート（2024年7月現在）■

TTM （対顧客電信売相場仲値）	銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の間の値となります。
TTS （対顧客電信売相場）	お客さまが銀行等で円を外貨に交換する（外貨を購入する）ときに用いられるレートとなります。
TTB （対顧客電信買相場）	お客さまが銀行等で外貨を円に交換する（外貨を売却する）ときに用いられるレートとなります。

→参照

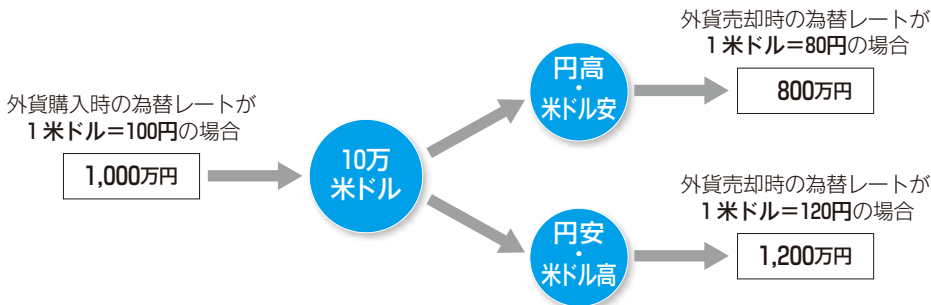
⑨解約と返戻金
（44 ページ）

5 為替リスク

この保険は外貨建ての商品のため、為替リスクがあります。

- この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、外貨を円換算したときの価値が変動することにより、差損（差益）が生じることをいいます。
- 為替レートは日々変動しているため、保険金や返戻金などをお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額などが、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額などを下回るおそれがあります。さらに、保険金や返戻金などのお受取合計額がご契約時の当社所定の為替レートで円換算した一時払保険料^⑥を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- この保険における為替リスクは、ご契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が負います。

■一般的な為替リスクの例（1,000万円で米ドルを購入する場合）■



■この保険における為替リスクの例（I型（基本型）の場合）■

- ご契約例：・円入金特約を付加し、一時払保険料として1,000万円を払込み
・ご契約時の当社所定の為替レート：1米ドル=100円
・死亡時の死亡保険金額：11万米ドル

死亡保険金請求時の 当社所定の為替レート	1米ドル=80円 (加入時よりも円高)	1米ドル=120円 (加入時よりも円安)
死亡保険金の円換算額	11万米ドル=880万円	11万米ドル=1,320万円
一時払保険料（1,000万円）との 差額	-120万円	+320万円
ご契約時の当社所定の為替レ ート（1米ドル=100円）で計算 した死亡保険金額（11万米ドル =1,100万円）との差額	-220万円	+220万円

* 税金等を考慮せず計算した金額であり、実際に受け取る金額とは相違する場合があります。

⑥円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額をいいます。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

6 ご負担いただく諸費用

ご契約時に必要な費用や、保険金などのお支払いやご契約の維持・管理のために必要な費用など、お客さまにご負担いただく費用があります。

1 契約初期費用

●ご契約の締結の際に、ご選択いただいた型に応じて、以下の費用を控除します。

I 型（基本型）

●第1 保険期間の年数に応じ、基本保険金額に対して以下の率を乗じた金額とします。

第1 保険期間	率
5 年	2.0%
7 年	2.8%
10年	4.0%

II 型（生存給付金あり型）

●第1 保険期間の年数（生存給付金支払回数）に応じ、基本保険金額に対して以下の率を上限とする率を乗じた金額とします。

●なお、ご契約に適用される率は、ご契約時の予定利率により異なります。

第1 保険期間（生存給付金支払回数）	率
4 年（5 回）	1.21%（上限）
9 年（10回）	4.40%（上限）
14年（15回）	4.95%（上限）
19年（20回）	5.50%（上限）

III 型（定期支払金あり型）／定期支払率 2 段階化特約付 III 型（定期支払金あり型）

●契約年齢に応じ、基本保険金額に対して以下の率を乗じた金額とします。

契約年齢	率	契約年齢	率
0 ～65歳	4.40%	76歳	3.38%
66歳	4.22%	77歳	3.36%
67歳	4.04%	78歳	3.34%
68歳	3.86%	79歳	3.32%
69歳	3.68%	80歳	3.30%
70歳	3.50%	81歳	3.28%
71歳	3.48%	82歳	3.26%
72歳	3.46%	83歳	3.24%
73歳	3.44%	84歳	3.22%
74歳	3.42%	85歳	3.20%
75歳	3.40%		

2 保険契約関係費用

●ご契約後、以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理等に必要な費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なります。
死亡保険金にかかる費用	



1 契約初期費用、**2 保険契約関係費用**は一時払保険料以外に別途お支払いいただく必要はありません。ご案内している保険金など^①の金額は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。

3 外貨の取扱いにかかる費用

(1) 為替手数料

①お支払い時にかかる費用

円入金特約を付加・適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。
この為替レートには為替手数料があらかじめ含まれています。

円入金特約における為替レート	T T M + 25 銭 ^⑫
----------------	---------------------------

②お受け取り時にかかる費用

円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。
この為替レートには為替手数料があらかじめ含まれています。

円支払特約における為替レート	T T M - 25 銭 ^⑫
----------------	---------------------------

ご注意



当社所定の為替レートの算出式（T T M - 25 銭）は将来変更される可能性があります。

(2) 送金手数料等

一時払保険料を指定通貨でお支払いいただく場合や保険金など^①を指定通貨でお受け取りいただく場合は、送金手数料または口座引出手数料等の手数料が別途必要となることがあります（取扱金融機関によって異なります）。



1 契約初期費用、**2 保険契約関係費用**および**3 外貨の取扱いにかかる費用**（1）為替手数料については、あらかじめ控除・反映された状態で保険金額等を計算し、ご案内していますが、**3 外貨の取扱いにかかる費用**（2）送金手数料等については、お客さまに別途ご負担いただく費用となります。

①保険金など／I 型の場合は死亡保険金・返戻金などをいい、II 型の場合は死亡保険金・生存給付金・返戻金などをいい、III 型の場合は死亡保険金・定期支払金・返戻金などをいいます。

⑫2024年7月現在のレートです。

3 告知／保障の開始

告知

告知は不要です。

- ご契約に際して、医師による診査や健康状態などの告知は不要です。

■告知■

告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのままに報告していただくことをいいます。

→参照

主約款第16条
(87 ページ)

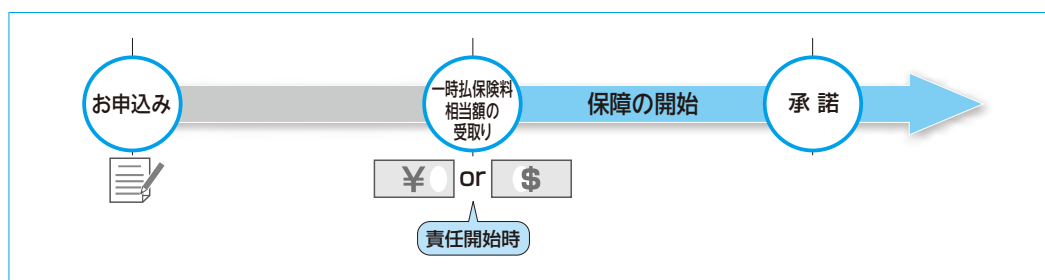
保障の開始

一時払保険料相当額を当社が受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。

- 申し込まれたご契約を当社が承諾した場合には、一時払保険料相当額を当社が受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。

→参照

主約款第5条
(82 ページ)



- 「一時払保険料相当額の受取り」とは、一時払保険料相当額が当社指定の金融機関の口座へ着金することをいいます。
- 当社の保障が開始する日を契約日とします。
- この保険は、保険料の払込方法の取扱いを、「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」に限定しております。生命保険募集人による保険料の受領は取り扱いません。
- 領収証の発行は省略させていただきます。

M E M O

4

保険金などのお支払い

主契約 (5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) [B])

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建) [B] 普通保険約款
➡ 76 ページ

お支払いする場合

「保険金などをお支払いできない場合(36ページ)」もお読みください。

I 型 (基本型)

●死亡したときに、死亡保険金をお支払いします。

	お支払いする場合	保険金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	【第1保険期間中】 次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額 2. 被保険者が死亡した日における返戻金額	死亡保険金受取人
		【第2保険期間中】 被保険者が死亡した日における積立金額 ^①	

ご注意

- ・両眼失明などの高度障害状態に該当した場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- ・死亡保険金の年金支払いおよびすえ置支払いの取扱いはありません。

死亡保険金を円で受け取る場合の取扱い (円支払特約)

●ご請求の際にお申し出いただくことによって、死亡保険金を円で受け取ることができます。

●円への換算にあたっては、当社所定の為替レート^②を適用します。

■円への換算における当社所定の為替レート (2024年7月現在) ■

	為替レート適用日	適用為替レート
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 ^③	T T M - 25銭

ご注意

当社所定の為替レートの算出式 (T T M - 25銭) は将来変更される可能性があります。

①当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

②当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T Bを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

③その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

II 型（生存給付金あり型）

- 死亡したときに、死亡保険金をお支払いします。
- 契約日または生存給付金支払日に生存しているときに、生存給付金をお支払いします。

1 死亡保険金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	【第1保険期間中】 次のいずれか大きい金額 1. 被保険者が死亡した日の直前の生存給付金支払日 ^④ における積立金額 ^{①⑤} 2. 基本保険金額から、「生存給付金基準額×生存給付金の支払事由が発生した回数 ^⑥ 」を差し引いた金額 3. 被保険者が死亡した日における返戻金額	死亡保険金受取人
		【第2保険期間中】 被保険者が死亡した日における積立金額 ^①	

2 生存給付金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
生存給付金	【第1回の生存給付金】 被保険者が、契約日に生存しているとき ^⑦	生存給付金基準額に当社所定の利息 ^⑧ を付した金額	生存給付金受取人 ^⑨
	【第2回以降の生存給付金】 被保険者が、生存給付金支払日に生存しているとき ^⑦	生存給付金基準額	

ご注意



- ・両眼失明などの高度障害状態に該当した場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- ・死亡保険金、生存給付金の年金支払いおよびすえ置支払いの取扱いはありません。
- ・終身保障倍率が0倍の場合、最終回の生存給付金支払日の到来時にこの保険は消滅するため、第2保険期間中の死亡保障はありません。
- ・生存給付金をお支払いした後に、被保険者が生存給付金支払日前に死亡していたことが判明した場合は、死亡保険金からすでにお支払いした生存給付金の金額を差し引きます。

④被保険者が、生存給付金支払日の当日に死亡した場合は、その日とします。

①当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

⑤契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に死亡した場合は、契約日の積立金額とします。

⑥基本保険金額が減額された場合は、生存給付金基準額も同じ割合で減額した金額で計算します。

⑦契約日または生存給付金支払日の当日に被保険者が死亡した場合も含みます。

⑧契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。

⑨生存給付金受取人は1人のみ指定いただけます。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取り扱い

生命保険に関するお知らせ

手続に必要な書類一覧

3 生存給付金支払日

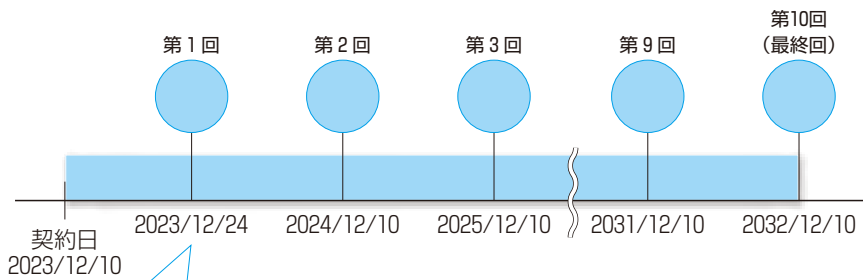
●生存給付金は、以下の生存給付金支払日にお支払いします。

生存給付金	生存給付金支払日
第 1 回	契約日の翌営業日から起算して10営業日を経過する日
第 2 回から最終回の直前の回まで	第 1 保険期間中の年単位の契約応当日 ^⑩
最終回	第 1 保険期間満了日の翌日

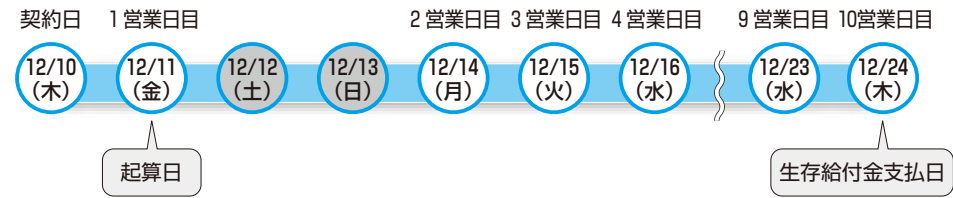
^⑩契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

■生存給付金のお支払い例■

- 生存給付金支払回数：10回
- 第 1 保険期間：9 年（2023/12/10～2032/12/9）



【第 1 回の生存給付金支払日】



・上記の事例の場合、各回の生存給付金のお支払い額は以下のとおりです。

生存給付金	お支払い額
第 1 回	生存給付金基準額に契約日（2023/12/10）から第 1 回の生存給付金支払日の前日（2023/12/23）までの期間に対する当社所定の利息を付した金額
第 2 回以降	生存給付金基準額

●終身保障倍率が0倍の場合、第2回以降の生存給付金支払日を、「毎年の1月の月単位の契約応当日」とすることもできます^①。その場合、以下のとおりお支払いします。

生存給付金	生存給付金支払日
第1回	契約日の翌営業日から起算して10営業日を経過する日
第2回	契約日後最初に到来する1月の月単位の契約応当日
第3回から最終回	第2回の生存給付金支払日後に到来する第1保険期間中の毎年の1月の月単位の契約応当日 ^②



ご注意

ご契約時に選択いただいた終身保障倍率は、変更することはできません。



- ・第1回の生存給付金のお支払い時に指定いただいた口座に、第2回以降の生存給付金も振り込みます。
- ・生存給付金のお受取り口座やお受取り通貨（円または指定通貨）^③を変更される場合は、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。

保険金などを円で受け取る場合の取扱い（円支払特約）

- ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金などを円で受け取ることができます。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート^②を適用します。

■円への換算における当社所定の為替レート（2024年7月現在）■

	為替レート適用日	適用為替レート
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日③	T T M - 25銭
生存給付金*	（生存給付金の支払事由発生日以前に請求書類が当社に到達した場合） 生存給付金の支払事由発生日③	
	（生存給付金の支払事由発生日後に請求書類が当社に到達した場合） 請求書類が当社に到達した日③	

*円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合の為替レート適用日については、次ページをご確認ください。



ご注意

当社所定の為替レートの算出式（T T M - 25銭）は将来変更される可能性があります。

^①ご契約時にのみ選択することができます。ご契約後、生存給付金支払日を変更することはできません。

^②契約日の属する月が1月の場合は、最終回の生存給付金支払日は、第1保険期間満了日の翌日とします。

^③円支払特約の「生存給付金円建上限額を指定する特則」が適用されている場合は、指定通貨でのお受取りはできません。

^②当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T Bを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

^③その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続に必要な書類一覧

生存給付金の円建上限額を指定する場合の取扱い
(円支払特約「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合)

- ご契約時に、生存給付金を円でお受け取りいただく際の上限額（以下、「円建上限額」といいます）を指定することができます^⑭。
- 円建上限額を指定した場合、毎回の生存給付金の支払いにあたっては以下のとおり取扱います。

①以下の金額を当社所定の為替レート^②（表1参照）で円に換算します。この円に換算した金額を「円換算額」といいます。

第1回の生存給付金	生存給付金基準額に当社所定の利息 ^⑧ を付した金額
第2回以降の生存給付金	生存給付金基準額に繰越準備金を加えた金額

- ②円換算額が円建上限額以下となる場合、円換算額と同額を生存給付金としてお支払いします。
- ③円換算額が円建上限額を上回る場合、円建上限額と同額を生存給付金としてお支払いします。この場合、円換算額から円建上限額を差し引いた金額は当社所定の為替レート^②（表1参照）で指定通貨に換算し、「繰越準備金」として当社所定の利息^⑩をつけて積み立てておきます。
- ④最終回の生存給付金支払時に円換算額が円建上限額を上回る場合、その差額を円でご契約者にお支払いします。

■表1 当社所定の為替レート（2024年7月現在）■

		為替レート 適用日	適用為替 レート
第1回の 生存給付金	生存給付金基準額に当社所定の利息 ^⑧ を付した金額を円に換算する場合	契約日 ^⑮	T T M - 25銭
	円換算額から円建上限額を差し引いた金額を指定通貨に換算する場合		
第2回 以降の 生存給付金	生存給付金基準額に繰越準備金を加えた金額を円に換算する場合	生存給付金 支払日 ^⑮	
	円換算額から円建上限額を差し引いた金額を指定通貨に換算する場合		

- 被保険者の死亡や解約等によりご契約が消滅した場合、繰越準備金は死亡保険金や返戻金等とあわせてお支払いします。

ご注意



- ・当社所定の為替レートの算出式（T T M - 25銭）は将来変更される可能性があります。
- ・繰越準備金は途中で引き出すことはできません。

⑭ご契約時に指定いただいた円建上限額の変更や指定の取り消しはできません。ただし、基本保険金額を減額した場合は、円建上限額もその割合に応じて減額されます。

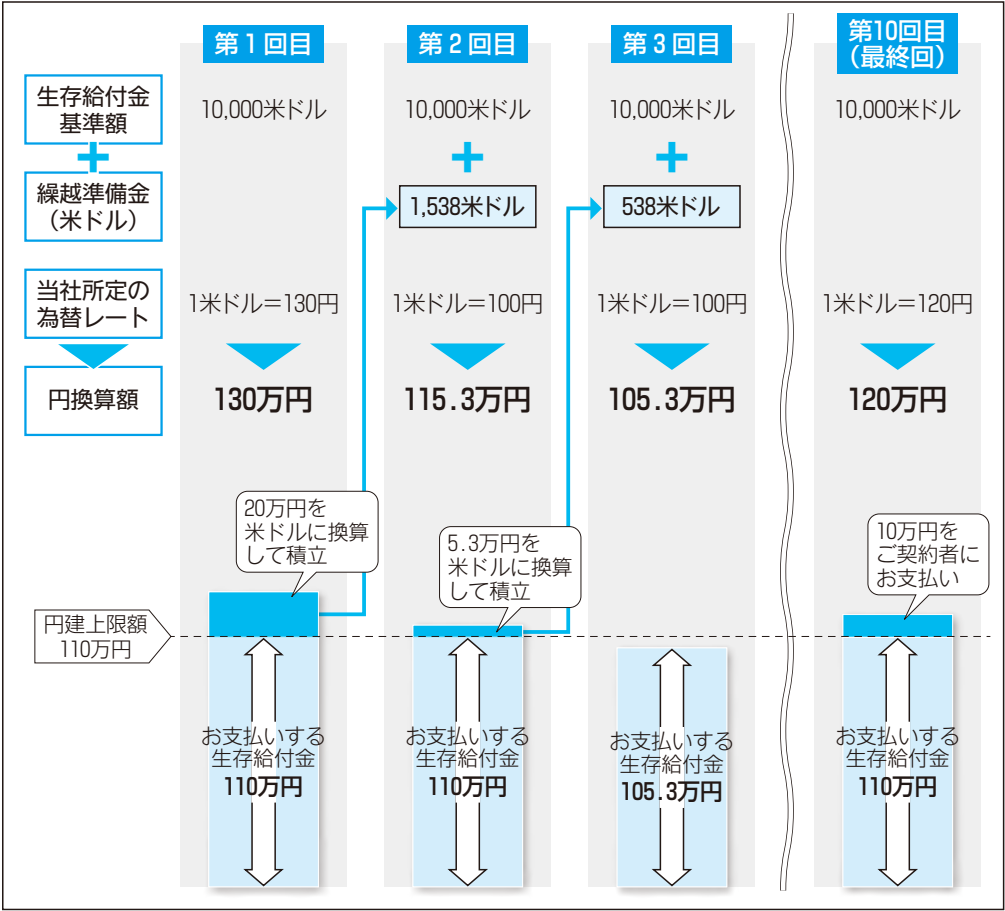
②当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するT T Bを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

⑧契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。

⑮この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

⑯その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日とします。

■ 円建上限額を指定する場合の生存給付金のお支払い例
(生存給付金基準額が10,000米ドルで円建上限額を110万円に指定した場合) ■



※上記の例における計算では簡易的な端数処理をしており、また、税金や繰越準備金・第1回の生存給付金のお支払いにおける当社所定の利息等は考慮していないため、実際に受け取る金額とは相違する場合があります。

III型（定期支払金あり型）

- 死亡したときに、死亡保険金をお支払いします。
- 年単位の契約応当日^⑩に生存しているときに、定期支払金をお支払いします。

1 死亡保険金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額 2. 被保険者が死亡した日における返戻金額	死亡 保険金 受取人

2 定期支払金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
定期支払金	被保険者が、年単位の契約応当日 ^⑩ に生存しているとき ^⑪	基本保険金額×定期支払率	保険 契約者

^⑩契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

^⑪年単位の契約応当日の当日に被保険者が死亡した場合も含まれます。

定期支払率 2 段階化特約付 III 型（定期支払金あり型）

- 死亡したときに、死亡保険金をお支払いします。
- 年単位の契約応当日^⑩に生存しているときに、定期支払金をお支払いします。
- 契約日から10年ごとの予定利率計算基準日に生存しているときに、毎年の定期支払金額の10倍の定期支払金をお支払いします。

^⑩契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

1 死亡保険金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	次のいずれか大きい額 1. 基本保険金額 2. 被保険者が死亡した日における返戻金額	死亡保険金受取人

2 定期支払金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
定期支払金	被保険者が予定利率計算基準日を除く年単位の契約応当日 ^⑩ に生存しているとき ^⑪	基本保険金額 × 定期支払率 A	保険契約者
	被保険者が予定利率計算基準日に生存しているとき ^⑫	基本保険金額 × 定期支払率 B	

^⑪年単位の契約応当日の当日に被保険者が死亡した場合も含みます。

^⑫予定利率計算基準日の当日に被保険者が死亡した場合も含みます。

ご注意



- 両眼失明などの高度障害状態に該当した場合にお支払いする高度障害保険金はありません。
- 死亡保険金、定期支払金の年金支払いおよびすえ置支払いの取扱いはありません。
- 定期支払金の受取人を保険契約者以外に変更することはできません。
- 定期支払金をお支払いした後に、被保険者が定期支払金のお支払日前に死亡していたことが判明した場合は、死亡保険金からすでにお支払いした定期支払金の金額を差し引きます。



- 定期支払金は、ご契約時に指定いただいた口座に振り込みます。
- 定期支払金のお受取り口座やお受取り通貨を変更される場合は、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。

保険金などを円で受け取る場合の取扱い（円支払特約）

- ご契約の際にお申し出いただくことによって、保険金などを円で受け取ることができます。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート②を適用します。

■円への換算における当社所定の為替レート（2024年7月現在）■		
	為替レート適用日	適用為替レート
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日③	T T M - 25 銭
定期支払金	（定期支払金の支払事由発生日以前に請求書類が当社に到達した場合）	
	定期支払金の支払事由発生日③	
	（定期支払金の支払事由発生日後に請求書類が当社に到達した場合） 請求書類が当社に到達した日③	

ご注意



当社所定の為替レートの算出式（T T M - 25 銭）は将来変更される可能性があります。



保険金などの「お支払いする場合」が発生したときは、当社コミュニケーションセンター（[15](#) **ご契約後の手続きやご相談に関する窓口**）（64 ページ）参照）へご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

② 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示する T T B を下回ることはありません。1 日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

③ その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

- ご契約にあたって
- 保険の特徴と仕組み
- 告知と保障の開始
- 保険金のお支払い
- ご契約後のお取扱い
- 生命保険に関するお知らせ
- 手続きに必要な書類一覧

5 保険金などをお支払いできない場合



以下の1～4のいずれかに該当するときは、保険金などのお支払いはできません。

1 「お支払いする場合」に該当しない場合

- ④ **保険金などのお支払い**の「お支払いする場合」に該当しない場合、保険金などのお支払いはできません。

2 免責事由に該当する場合

- 免責事由に該当した場合、「お支払いする場合」に該当していても、死亡保険金のお支払いはできません。
- 死亡保険金の免責事由は以下のとおりになります。

	免責事由
死亡保険金	1. 責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺 ^① 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱 ^②

- 生存給付金・定期支払金には免責事由はありません。

→ 参照

④ 保険金などのお支払い
(28 ページ)

① 精神の障害^{しんしんそうじやう}によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。

② 支払事由に該当した被保険者の数によっては、死亡保険金をお支払いする場合があります。

3 重大事由による解除の場合

- 重大事由によりご契約が解除される場合には、重大事由が生じた後に、保険金などの支払事由が生じて、保険金などのお支払いはできません。
- この場合に、当社は、すでに保険金などをお支払いしていたときにはその返還を請求することができます。
- 重大事由による解除をした場合、返戻金があるときはご契約者にお支払いします。

■重大事由とは、次の場合をいいます■

1. 以下の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致（未遂を含みます）をした場合

保険金	事故招致をした者
死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称のいかんを問いません）	ご契約者 死亡保険金受取人

2. このご契約の以下の保険金などの請求に関し、以下の者に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合

保険金など	詐欺行為を行なった者
死亡保険金	死亡保険金受取人
生存給付金	生存給付金受取人
定期支払金	ご契約者

3. ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、次のいずれかに該当する場合^③
 - ア. 反社会的勢力^④に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. ご契約者または保険金などの受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 次のアまたはイなどにより、当社のご契約者、被保険者または保険金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待し得ない上記1から3と同等の事由がある場合
 - ア. 他のご契約が重大事由によって解除されること
 - イ. ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が他の保険者との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されること

③この事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。

④反社会的勢力／暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

4 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合

- 詐欺または保険金などの不法取得目的によりご契約を締結した場合、ご契約はそれぞれ取り消しまたは無効となり、保険金などのお支払いはできません。この場合はすでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

6 保険金などの請求手続き

死亡保険金の請求

●死亡保険金のご請求手続きは以下のとおりです。



手順1 ご連絡をいただく前にご確認ください

●**4 保険金などのお支払い**の「お支払いする場合」に該当したときまたは該当する可能性があると思われるときには、幅広くご案内するため、以下の内容などをお伺いするので事前にご確認ください。

- ・ご契約内容によってはお支払いできる保険金などがないことがあります。

死亡した場合①	病気・ケガをした場合①
・保険証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件） ・死亡した方のお名前・生年月日 ・死亡した日 ・死亡の原因（事故・病気） ・受取人のお名前とご連絡先 ・死亡する前の入院などの有無	・保険証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件） ・入院・手術・通院・放射線治療などをした方、障害状態になった方のお名前・生年月日 ・入院などの原因（事故・病気） ・事故日（事故を原因とする場合） ・入院の期間（入院日・退院日）、通院日 ・手術名および手術日（手術を受けた場合） ・放射線治療名および実施日（放射線治療を受けた場合） ・治療に対する公的医療保険制度の適用有無

→参照

4 保険金などのお支払い
(28 ページ)

①死亡の原因または入院などの原因により、確認させていただく項目が異なることがあります。

●もれなくご請求いただくために、次の項目もご確認ください。



- ・複数のご契約にご加入されていませんか？
- ・がんなど、特定のご病気ではありませんか？
- ・通院をされたときに給付金をお支払いするご契約ではありませんか？
- ・障害状態または要介護状態にあたりませんか？
- ・死亡する前に、入院や手術を受けていた、または障害状態や要介護状態に該当していたということはありませんか？



手順2 当社コミュニケーションセンターへご連絡ください

●受取人から当社コミュニケーションセンターへご連絡ください。

→参照

15 ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口
(64 ページ)

**手順3 ご請求のご案内と必要書類をお届けします**

- ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と必要書類をお届けします。
 - ・このご契約のほかに、ご請求いただけるご契約がある場合には、あわせて必要書類をご案内します。

**手順4 必要書類をご提出ください**

- ご案内した所定の書類に必要事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、当社へご提出ください。

**手順5 ご提出書類の内容を確認し、死亡保険金をお支払いします**

- 請求書類の不足などがある場合には、ご連絡を差しあげます。
- 死亡保険金は、ご指定いただいた口座へ送金します。
- ご提出いただいた書類（診断書など）に基づいてお支払いした死亡保険金のほかに、お支払いできる可能性がある場合などには、改めてご案内します。

**手順6 お支払明細書をご確認ください**

- 当社からお支払金額などを記載した明細書を郵送しますので、内容をご確認ください。
 - ・死亡保険金をお支払いできない場合、その理由をご説明しています。

生存給付金の請求

- 生存給付金のご請求手続きは以下のとおりです。

[第1回の生存給付金]**手順1 ご請求についてご案内します**

- ご契約の成立後、生存給付金受取人に当社からお手続き方法についてご案内します。

**手順2 必要書類をご提出ください**

- 生存給付金受取人は所定の書類に必要事項をご記入いただき、必要書類を当社へご提出ください。

**手順3 ご提出書類の内容を確認し、生存給付金をお支払いします**

- 請求書類の不足などがある場合には、ご連絡を差しあげます。
- 生存給付金は指定いただいた口座へ送金します。

**手順4 お支払明細書をご確認ください**

- 当社からお支払金額などを記載した明細書を生存給付金受取人あてに郵送しますので、内容をご確認ください。
- 明細書は贈与の記録としてご使用いただけるため、大切に保管ください。

→参照

保険金などのお支払期限
(42 ページ)

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

【第2回以降の生存給付金】



手順1 生存給付金受取人の変更のご請求についてご案内します

- 生存給付金支払日の4ヵ月前を目途に当社からご契約者あてに生存給付金受取人の変更の確認についてご案内します。

生存給付金受取人を変更する場合



手順2 必要書類をご提出ください

- 生存給付金受取人を変更する場合、ご契約者は所定の請求書類に必要事項をご記入いただき、必要書類を当社へご提出ください。



手順3 新しい生存給付金受取人に、生存給付金のご請求についてご案内します

- 当社から新しい生存給付金受取人あてに生存給付金の請求方法についてご案内します。



手順4 必要書類をご提出ください

- 生存給付金受取人は所定の書類に必要事項をご記入いただき、必要書類を当社へご提出ください。



手順5 ご提出書類の内容を確認し、生存給付金をお支払いします

- 請求書類の不足などがある場合には、ご連絡を差しあげます。
- 生存給付金は、生存給付金受取人にご指定いただいた口座へ送金します。



手順6 お支払い明細書をご確認ください

- 当社からお支払金額などを記載した明細書を生存給付金受取人あてに郵送しますので、内容をご確認ください。
- お支払い明細書は贈与の記録としてご使用いただけるため、大切に保管ください。

生存給付金受取人を変更しない場合



手順2 生存給付金をお支払いします

- 生存給付金受取人の変更がない場合は書類の提出は不要です。
- 生存給付金は、生存給付金受取人にご指定いただいた口座へ送金します^②。



手順3 お支払い明細書をご確認ください

- 当社からお支払金額などを記載した明細書を生存給付金受取人あてに郵送しますので、内容をご確認ください。
- お支払い明細書は贈与の記録としてご使用いただけるため、大切に保管ください。



- ・生存給付金のお支払いにより、既払生存給付金累計額（生存給付金基準額×生存給付金をお支払いした回数）との合計額が基本保険金額を上回ることとなる場合は^③、被保険者のご生存の確認のため、その生存給付金のご請求時に被保険者の現況確認（ご生存の確認）をさせていただきます。
- ・最終回の生存給付金受取時に円換算額が円建上限額を上回る場合、その差額は、ご契約者からの請求がなくても、ご契約者名義の口座への送金によりお支払いすることがあります。

^②生存給付金受取人から口座変更のお申し出がなかった場合は、前回送金した口座へ送金します。

^③減額した場合は、減額後の基本保険金額および生存給付金基準額で計算します。

定期支払金の請求

●定期支払金は、毎年の年単位の契約応当日にご契約時に指定いただいた口座へ送金します。



●保険金などのご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、次の場合は、当社コミュニケーションセンターへご連絡ください。

- ・被保険者が死亡した場合
- ・ご契約者のご住所を変更された場合
- ・死亡保険金受取人や生存給付金受取人の変更が必要となった場合

ご注意



当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、保険金などのご請求の際、ご請求内容などについて確認^④させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。

➡参照

◆死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更
(54 ページ)

➡参照

◆ご契約者・住所などの変更に伴う手続き
(56 ページ)

④ 確認に際して、事前のご連絡なしに訪問させていただく場合があります。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取り扱い

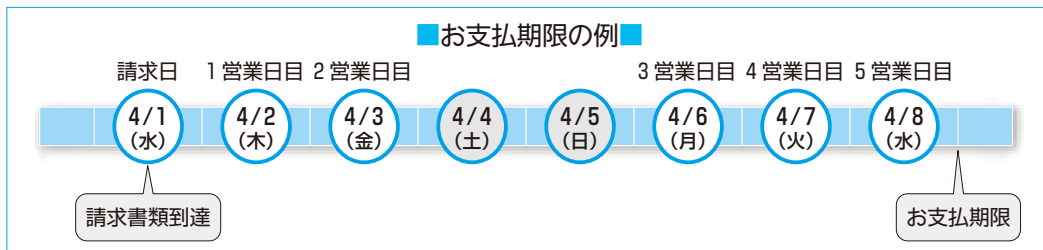
生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

7 保険金などのお支払期限

お支払期限について

- 保険金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到達した日（請求日）^①の翌営業日^②からその日を含めて**5営業日**^③以内にお支払いします。



- ただし、保険金のお支払いなどのために確認、照会、調査が必要な場合は、お支払期限を以下のとおりとします。

保険金のお支払いなどのために確認、照会、調査が必要な場合	お支払期限
1. 保険金の支払事由などの発生の有無の確認が必要な場合 2. 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 3. 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求日の翌営業日からその日を含めて 45日以内 にお支払いします。
上記1～3の確認を行なうために次の特別な照会や調査が必要な場合 ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・日本国外における調査	請求日の翌営業日からその日を含めて 180日以内 にお支払いします。

- お支払期限を過ぎて保険金などをお支払いすることとなった場合には、お支払期限の翌日以降の期間について所定の利息を保険金などとあわせてお支払いします。

ご注意



保険金のお支払いなどのための上記の確認などに際し、ご契約者・被保険者・保険金などの受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などをお支払いしません。

➡参照

主約款第12条
(84 ページ)

① 請求書類が当社に到達した日（請求日）とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。

② この営業日とは、以下の日を除く日をいいます（2024年7月現在のお取扱いです）。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

8 配当金

配当金

●配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後5年ごとの資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。**ただし、資産の運用実績によっては、お支払いできない場合もあります。**

●また、次のような場合には、5年ごとの契約応当日を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。

- ・死亡保険金または生存給付金^①のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
- ・ご契約から2年経過後に解約した場合

配当金のお支払方法

●配当金は当社所定の利率^②で積み立てておき、次の場合にお支払いします。

1. ご契約者から請求があった場合
2. 死亡保険金または生存給付金^①をお支払いする場合
3. ご契約を解約した場合

●配当金をご契約者にお支払いします。ただし、死亡保険金をお支払いする場合は、死亡保険金受取人にあわせてお支払いします。

ご注意



- ・ご契約から2年以内に解約した場合、配当金はありません。
- ・解約した場合にお支払いする配当金は、死亡保険金または生存給付金^①のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

特別配当

●上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。



配当金および特別配当については、円でお支払いします。

➡参照

主約款第14条
(86 ページ)

主約款第15条
(86 ページ)

①Ⅱ型（生存給付金あり型）で終身保障倍率が0倍のときの最終回の生存給付金のことをいいます。

②この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

9 解約と返戻金

ご契約の解約

- ご契約者は、いつでもご契約を解約することができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- ご契約を解約された場合には、返戻金が支払われます。
- 解約の請求にあたっては、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な請求書類をご契約者あてに送付させていただきます。
- 事前に「MYほけんページ」^①（当社ホームページ・アプリ）の送金口座および本人確認のための暗証番号（4桁）などを登録いただくことで、以下の方法により、お手続きされる当日の当社所定の為替レートによる解約のお手続きが可能です。
 - (1) 当社ホームページ・アプリでの解約
当社ホームページ（裏表紙参照）・アプリ中の「MYほけんページ」にて、ご契約者ご自身でお手続きください。
 - (2) お電話での解約
お手続き方法をご案内しますので、当社コミュニケーションセンターまでご連絡ください。

ご注意



上記(1)(2)の方法は、返戻金を円でお受け取りいただく場合に限りです。また、お手続き可能時間等、お手続きには諸条件があります。

基本保険金額の減額

- 当社所定の範囲内で、基本保険金額はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、死亡保険金額、生存給付金基準額、円建上限額などもその割合に応じて減額されます。

ご注意



いったん減額されたあとで、基本保険金額をもとに戻すことはできません。

→参照

主約款第18条
(88 ページ)

→参照

⑮ ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口
(64 ページ)

①「MYほけんページ」の利用については、当社ホームページ（裏表紙参照）上の規約を参照ください。

→参照

② 保険の特徴と仕組み

④ 円支払特約
(21 ページ)

⑤ 為替リスク
(23 ページ)

⑥ ご負担いただく諸費用
(24 ページ)

→参照

主約款第21条
(89 ページ)

→参照

④ 保険金などのお支払い

生存給付金の円建上限額を指定する場合の取扱い（円支払特約「生存給付金円建上限額を指定する場合の特則」が適用される場合）

(32 ページ)

I 型（基本型）の返戻金

- 返戻金額の計算にあたっては、第1保険期間中のみ市場価格調整を行いません。第2保険期間中は、市場価格調整を行いません。
- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価格の変動を返戻金額に反映させる仕組みです。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って**市場金利の変動によっては、返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

ご注意



為替レートは日々変動しているため、返戻金をお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した返戻金額を下回るおそれがあります。
さらに、お支払い時の当社所定の為替レートで円換算した返戻金額がご契約時の当社所定の為替レートで円換算した一時払保険料^②を下回り、損失が生じるおそれもあります。

I 型（基本型）の返戻金額の計算方法

【I 型（基本型）の第1保険期間】

- 返戻金額は、次の算式により計算されるいずれか小さい金額となります。

$$\text{計算日における積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

$$\text{基本保険金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

- 「計算日」は、次のとおりとします。
 - ア. 保険契約を解約する場合および基本保険金額を減額する場合
請求書類が当社に到達した日^③
 - イ. 「被保険者が死亡した日における返戻金額」を計算する場合
被保険者が死亡した日
 - ウ. 重大事由による解除の場合
被保険者が死亡していたときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは当社が解除の通知を発信した日の翌営業日
 - エ. 債権者などによりご契約が解約される場合
解約の効力が生じる日

→参照

主約款第20条
(88 ページ)

②円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額をいいます。

→参照 ② 保険の特徴と仕組み ⑤
為替リスク (23 ページ)

→参照

主約款別表「返戻金表」
(93 ページ)

③当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

●市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{*1}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{*2} + \text{計算日における当社が定める率}^{*3}} \right)^{\text{残存月数}^{*4} / 12}$$

- *1 「適用されている予定利率」とは、計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
*2 「計算日に定める利率」とは、次の指標金利（指標金利が変更された場合は、その変更後の指標金利とします。）の当社所定の期間における平均値に最大2.0%を加えた利率を上限とし、最大1.0%を減じた利率を下限とする範囲内で計算日に当社が定めた利率とします。

指定通貨	指標金利
米ドル	残存期間が第1保険期間と同じ期間のアメリカ合衆国国債の流通利回り
豪ドル	残存期間が第1保険期間と同じ期間のオーストラリア連邦国債の流通利回り

- *3 0.1%を上限として当社が定めた率（2024年7月時点では0.1%としています。なお、この率は将来変更される場合があります。）
*4 「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

●予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は、市場価格調整率が0となるため、返戻金額は積立金額と基本保険金額のいずれか小さい金額と同額になります。

【I型（基本型）の第2保険期間】

●経過年数に応じて計算します。

■ I型（基本型）の返戻金額の計算例（米ドルの場合） ■

第1保険期間10年の例

【返戻金額が基本保険金額より減少するケース】

- ・計算日における積立金額 11万5千米ドル…①
- ・基本保険金額 10万米ドル…②
- ・適用されている予定利率 3.00%…③
- ・計算日に定める利率 4.00%…④
- ・計算日における当社が定める率 0.10%…⑤
- ・残存月数 60ヵ月*1…⑥

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率}^{*2} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{③}}{1 + \text{④} + \text{⑤}} \right)^{\text{⑥} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 3.00\%}{1 + 4.00\% + 0.10\%} \right)^{60 / 12} \\ &= 5.17\% \dots \text{⑦} \end{aligned}$$

・以下のAまたはBの算式で計算されるいずれか小さい金額

<算式A>

$$\begin{aligned} \text{返戻金額}^{*3} &= \text{①} \times (1 - \text{⑦}) \\ &= 11万5千米ドル \times (1 - 5.17\%) \\ &= 10万9,051米ドル \dots \text{⑧} \end{aligned}$$

<算式B>

$$\begin{aligned} \text{返戻金額}^{*3} &= \text{②} \times (1 - \text{⑦}) \\ &= 10万米ドル \times (1 - 5.17\%) \\ &= 9万4,827米ドル \dots \text{⑨} \end{aligned}$$

$$\text{⑧} > \text{⑨}$$

返戻金額 9万4,827米ドル

【返戻金額が基本保険金額より増加するケース】

- 計算日における積立金額 11万5千米ドル…①
- 基本保険金額 10万米ドル…②
- 適用されている予定利率 3.00%…③
- 計算日に定める利率 2.00%…④
- 計算日における当社が定める率 0.10%…⑤
- 残存月数 60ヵ月*1…⑥

$$\begin{aligned}\text{市場価格調整率}^{*2} &= 1 - \left(\frac{1 + \textcircled{3}}{1 + \textcircled{4} + \textcircled{5}} \right)^{\textcircled{6}/12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 3.00\%}{1 + 2.00\% + 0.10\%} \right)^{60/12} \\ &= -4.48\% \dots \textcircled{7}\end{aligned}$$

- 以下のAまたはBの算式で計算されるいずれか小さい金額

<算式A>

$$\begin{aligned}\text{返戻金額}^{*3} &= \textcircled{1} \times (1 - \textcircled{7}) \\ &= 11万5千米ドル \times (1 - (-4.48\%)) \\ &= 12万158米ドル \dots \textcircled{8}\end{aligned}$$

<算式B>

$$\begin{aligned}\text{返戻金額}^{*3} &= \textcircled{2} \times (1 - \textcircled{7}) \\ &= 10万米ドル \times (1 - (-4.48\%)) \\ &= 10万4,485米ドル \dots \textcircled{9}\end{aligned}$$

$$\textcircled{8} > \textcircled{9}$$

返戻金額 10万4,485米ドル

- *1 直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの残存月数を計算しています。
- *2 市場価格調整率は、小数点第3位以下を切り捨て表示しています。
- *3 返戻金額は、1米ドル未満を切り捨て表示しています。

ご注意



返戻金の計算例の数値は参考情報として提供する仮定のものであり、当社が、返戻金額等を予測・保証するものではありません。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

Ⅱ型（生存給付金あり型）の返戻金

- 返戻金額の計算にあたっては、第1保険期間中のみ市場価格調整を行いません。第2保険期間中は、市場価格調整を行いません。
- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価格の変動を返戻金額に反映させる仕組みです。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って**市場金利の変動によっては、返戻金と生存給付金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

ご注意



為替レートは日々変動しているため、返戻金をお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した返戻金額を下回るおそれがあります。さらに、お支払い時の当社所定の為替レートで円換算した返戻金と生存給付金のお受取合計額がご契約時の当社所定の為替レートで円換算した一時払保険料^②を下回り、損失が生じるおそれもあります。

Ⅱ型（生存給付金あり型）の返戻金額の計算方法

【Ⅱ型（生存給付金あり型）の第1保険期間】

- 返戻金額は、次の算式により計算されます。

$$\text{計算日の直前の生存給付金支払日}^{\text{④}} \text{における積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

- 「計算日」は、次のとおりとします。

- ア. 保険契約を解約する場合および基本保険金額を減額する場合
請求書類が当社に到達した日^③
- イ. 「被保険者が死亡した日における返戻金額」を計算する場合
被保険者が死亡した日
- ウ. 重大事由による解除の場合
被保険者が死亡していたときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは当社が解除の通知を発信した日の翌営業日
- エ. 債権者などによりご契約が解約される場合
解約の効力が生じる日

→参照

主約款第20条
(88 ページ)

②円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額をいいます。

→参照 ④ 保険の特徴と仕組み ⑤
為替リスク (23 ページ)

→参照

主約款別表「返戻金表」
(94 ページ)

④計算日の直前の生存給付金支払日がない場合は、契約日とします。

③当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

●市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{*1}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{*2} + \text{計算日における当社が定める率}^{*3}} \right)^{\text{残存月数}^{*4} / 12 \times \text{調整係数}^{*5}}$$

- *1 「適用されている予定利率」とは、計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
 *2 「計算日に定める利率」とは、次の指標金利（指標金利が変更された場合は、その変更後の指標金利とします。）の当社所定の期間における平均値に最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大1.6%を減じた利率を下限とする範囲内で計算日に当社が定めた利率とします。

指定通貨	第1保険期間	指標金利
米ドル	4年	残存期間が2年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	9年	残存期間が4年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	14年	残存期間が7年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	19年	残存期間が9年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
豪ドル	4年	残存期間が2年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	9年	残存期間が4年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	14年	残存期間が7年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	19年	残存期間が9年のオーストラリア連邦国債の流通利回り

- *3 0.1%を上限として当社が定めた率（2024年7月時点では0.1%としています。なお、この率は将来変更される場合があります。）
 *4 「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数（終身保障倍率が0倍で、第2回以降の生存給付金支払日を、「毎年の1月の月単位の契約応当日」とした場合は、最終回の生存給付金支払日の前日までの月数）をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 *5 「調整係数」とは、第1保険期間および終身保障倍率に応じて、次のとおりとします。

第1保険期間	終身保障倍率		
	0倍	2.5倍	5倍
4年	0.5	0.67	0.75
9年	0.5	0.60	0.67
14年	0.5	0.57	0.63
19年	0.5	0.56	0.60

●予定利率計算基準日の直前の1ヵ月間は、市場価格調整率が0となるため、返戻金額は直前の生存給付金支払日における積立金額と同額になります。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

【Ⅱ型（生存給付金あり型）の第2保険期間】

●経過年数に応じて計算します。

■Ⅱ型（生存給付金あり型）返戻金額の計算例（米ドルの場合）■

終身保障倍率0倍、生存給付金回数10回（第1保険期間9年）の例

【返戻金額が積立金額より減少するケース】

- ・計算日の直前の生存給付金支払日における積立金額 10万米ドル…①
- ・適用されている予定利率 3.00%…②
- ・計算日に定める利率 4.00%…③
- ・計算日における当社が定める率 0.10%…④
- ・残存月数 60ヵ月*1…⑤
- ・調整係数 0.5…⑥

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率}^*2 &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + \text{④}} \right)^{\text{⑤} / 12 \times \text{⑥}} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 3.00\%}{1 + 4.00\% + 0.10\%} \right)^{60 / 12 \times 0.5} \\ &= 2.62\% \dots \text{⑦} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{返戻金額}^*3 &= \text{①} \times (1 - \text{⑦}) \\ &= 10\text{万米ドル} \times (1 - 2.62\%) \\ &= 9\text{万}7,379\text{米ドル} \end{aligned}$$

【返戻金額が積立金額より増加するケース】

- ・計算日の直前の生存給付金支払日における積立金額 10万米ドル…①
- ・適用されている予定利率 3.00%…②
- ・計算日に定める利率 2.00%…③
- ・計算日における当社が定める率 0.10%…④
- ・残存月数 60ヵ月*1…⑤
- ・調整係数 0.5…⑥

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率}^*2 &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + \text{④}} \right)^{\text{⑤} / 12 \times \text{⑥}} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 3.00\%}{1 + 2.00\% + 0.10\%} \right)^{60 / 12 \times 0.5} \\ &= -2.21\% \dots \text{⑦} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{返戻金額}^*3 &= \text{①} \times (1 - \text{⑦}) \\ &= 10\text{万米ドル} \times (1 - (-2.21\%)) \\ &= 10\text{万}2,218\text{米ドル} \end{aligned}$$

*1 直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの残存月数を計算しています。

*2 市場価格調整率は、小数点第3位以下を切り捨て表示しています。

*3 返戻金額は、1米ドル未満を切り捨て表示しています。

ご注意



返戻金の計算例の数値は参考情報として提供する仮定のものであり、当社が、返戻金額等を予測・保証するものではありません。

Ⅲ型（定期支払金あり型）／定期支払率2段階化特約付Ⅲ型（定期支払金あり型）の返戻金

●返戻金額の計算にあたっては、市場価格調整を行いません。

●市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価格の変動を返戻金額に反映させる仕組みです。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って**市場金利の変動によっては、返戻金と定期支払金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

ご注意



為替レートは日々変動しているため、返戻金をお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した金額が、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した返戻金額を下回るおそれがあります。さらに、お支払い時の当社所定の為替レートで円換算した返戻金と定期支払金のお受取合計額がご契約時の当社所定の為替レートで円換算した一時払保険料^②を下回り、損失が生じるおそれもあります。

Ⅲ型（定期支払金あり型）／定期支払率2段階化特約付Ⅲ型（定期支払金あり型）の返戻金額の計算方法

【Ⅲ型（定期支払金あり型）／定期支払率2段階化特約付Ⅲ型（定期支払金あり型）の第1保険期間および第2保険期間】

●返戻金額は、次の算式により計算されるいずれか小さい金額となります。

$$\text{計算日における積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

$$\text{基本保険金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

●「計算日」は、次のとおりとします。

- ア. 保険契約を解約する場合および基本保険金額を減額する場合
請求書類が当社に到達した日^③
- イ. 「被保険者が死亡した日における返戻金額」を計算する場合
被保険者が死亡した日
- ウ. 重大事由による解除の場合
被保険者が死亡していたときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは当社が解除の通知を発信した日の翌営業日
- エ. 債権者等によりご契約が解約される場合
解約の効力が生じる日

→参照

主約款第20条
(88 ページ)

②円入金特約を付加し、円で払い込まれた場合は、円で入金した金額をいいます。

→参照 ② 保険の特徴と仕組み ⑤
為替リスク (23 ページ)

→参照

主約款別表「返戻金表」
(95 ページ)

③当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

●市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{*1}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{*2} + \text{計算日における当社が定める率}^{*3}} \right)^{\text{残存月数}^{*4} / 12}$$

- *1 「適用されている予定利率」とは、計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
*2 「計算日に定める利率」とは、次の指標金利（指標金利が変更された場合は、その変更後の指標金利とします。）の当社所定の期間における平均値に最大2.0%を加えた利率を上限とし、最大1.0%を減じた利率を下限とする範囲内で計算日に当社が定めた利率とします。

【指定通貨が米ドルの場合】

適用されている予定利率の 設定日における被保険者の年齢	指標金利
75歳以下	残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
76歳以上	残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値

【指定通貨が豪ドルの場合】

適用されている予定利率の 設定日における被保険者の年齢	指標金利
75歳以下	残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
76歳以上	残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値

- *3 0.1%を上限として当社が定めた率（2024年7月時点では0.1%としています。なお、この率は将来変更される場合があります。）
*4 「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

●ただし、予定利率計算基準日の直前1ヵ月から直後1ヵ月の間は、市場価格調整率が0となるため、返戻金額は積立金額と基本保険金額のいずれか小さい金額と同額になります。

●「最後の予定利率計算基準日」以後は、市場価格調整を行いません。従って返戻金額は積立金額と基本保険金額のいずれか小さい金額と同額になります。

■ Ⅲ型（定期支払金あり型）／定期支払率2段階化特約付Ⅲ型（定期支払金あり型）の返戻金額の計算例（米ドルの場合） ■

【返戻金額が基本保険金額より減少するケース】

- ・計算日における積立金額 10万1千米ドル…①
- ・基本保険金額 10万米ドル…②
- ・適用されている予定利率 3.00%…③
- ・計算日に定める利率 4.00%…④
- ・計算日における当社が定める率 0.10%…⑤
- ・残存月数 60ヵ月*1…⑥

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率}^{*2} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{③}}{1 + \text{④} + \text{⑤}} \right)^{\text{⑥} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 3.00\%}{1 + 4.00\% + 0.10\%} \right)^{60 / 12} \\ &= 5.17\% \dots \text{⑦} \end{aligned}$$

- 以下のAまたはBの算式で計算されるいずれか小さい金額

<算式A>

$$\begin{aligned}\text{返戻金額}^{\ast 3} &= ① \times (1 - ⑦) \\ &= 10\text{万}1\text{千}米ドル \times (1 - 5.17\%) \\ &= 9\text{万}5,775\text{米ドル} \cdots ⑧\end{aligned}$$

<算式B>

$$\begin{aligned}\text{返戻金額}^{\ast 3} &= ② \times (1 - ⑦) \\ &= 10\text{万}米ドル \times (1 - 5.17\%) \\ &= 9\text{万}4,827\text{米ドル} \cdots ⑨\end{aligned}$$

$$⑧ > ⑨$$

返戻金額 9万4,827米ドル

【返戻金額が基本保険金額より増加するケース】

- 計算日における積立金額 10万1千米ドル…①
- 基本保険金額 10万米ドル…②
- 適用されている予定利率 3.00%…③
- 計算日に定める利率 2.00%…④
- 計算日における当社が定める率 0.10%…⑤
- 残存月数 60ヵ月*1…⑥

$$\begin{aligned}\text{市場価格調整率}^{\ast 2} &= 1 - \left(\frac{1 + ③}{1 + ④ + ⑤} \right)^{⑥ / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 3.00\%}{1 + 2.00\% + 0.10\%} \right)^{60 / 12} \\ &= -4.48\% \cdots ⑦\end{aligned}$$

- 以下のAまたはBの算式で計算されるいずれか小さい金額

<算式A>

$$\begin{aligned}\text{返戻金額}^{\ast 3} &= ① \times (1 - ⑦) \\ &= 10\text{万}1\text{千}米ドル \times (1 - (-4.48\%)) \\ &= 10\text{万}5,530\text{米ドル} \cdots ⑧\end{aligned}$$

<算式B>

$$\begin{aligned}\text{返戻金額}^{\ast 3} &= ② \times (1 - ⑦) \\ &= 10\text{万}米ドル \times (1 - (-4.48\%)) \\ &= 10\text{万}4,485\text{米ドル} \cdots ⑨\end{aligned}$$

$$⑧ > ⑨$$

返戻金額 10万4,485米ドル

*1 直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの残存月数を計算しています。

*2 市場価格調整率は、小数点第3位以下を切り捨て表示しています。

*3 返戻金額は、1米ドル未満を切り捨て表示しています。

ご注意



返戻金の計算例の数値は参考情報として提供する仮定のものであり、当社が、返戻金額等を予測・保証するものではありません。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続に必要な書類一覧

10

死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更



死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金・生存給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人または生存給付金受取人を変更することができます。
- 死亡保険金受取人または生存給付金受取人を変更される場合には、当社コミュニケーションセンターへご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

遺言による死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡保険金・生存給付金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡保険金受取人または生存給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡した後、ご契約者の相続人から、当社コミュニケーションセンターへご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 死亡保険金受取人および生存給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意



当社が死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更のご通知を受ける前に変更前の受取人に保険金などをお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の受取人から保険金などのご請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

死亡保険金受取人・生存給付金受取人が死亡した場合の取扱い

- 新しい死亡保険金受取人または生存給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人が死亡した時以後、死亡保険金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- 生存給付金受取人が死亡した時以後、生存給付金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、ご契約者が生存給付金受取人となります。

➡参照

主約款第22条
(89 ページ)

➡参照

15 ご契約後の手続きやご相談に関する窓口
(64 ページ)

➡参照

主約款第23条
(89 ページ)

➡参照

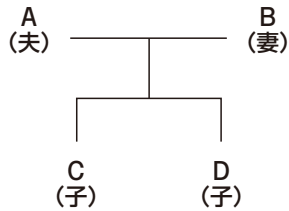
主約款第24条
(90 ページ)

➡参照

主約款第25条
(90 ページ)

■死亡保険金受取人が死亡し、変更手続きが行なわれていない場合■

ご契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん



- ◆ Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。
- ◆ その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。
- 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。



- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社コミュニケーションセンター（[15](#) **ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口**）（64 ページ）参照）までなるべく早くご連絡ください。
- ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、死亡保険金受取人が「法定相続人」のご契約は、受取人を指定する変更手続きをお早めにしてください。

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

11

ご契約者・住所などの 変更に伴う手続き



手続きについて

●次のようなときは、当社コミュニケーションセンターにご連絡ください。

- ・ご契約者、死亡保険金受取人・生存給付金受取人を変えたいとき
- ・町名や番地が変わったとき
- ・改姓や改名をされたとき
- ・住所を変更されたとき

●ご連絡いただく際には、保険証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所および電話番号をお知らせください。



●住所を変更された際はただちにご連絡ください。当社からお送りする郵便物などを確実にお届けしたり、引き続き変わらぬサービスをご提供するためにもお願いいたします。

- ・住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
- ・この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知は到達したものとみなします。

→参照

15 ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口
(64 ページ)

12

死亡保険金受取人による 保険契約の継続

死亡保険金受取人による保険契約の継続

- 通常、解約のお手続きはご契約者のお申し出によって行なわれますが、これ以外に、債権者など（差押債権者や破産管財人）がご契約を解約することがあります。この場合に、死亡保険金受取人は、ご契約を継続させることができる場合があります。
- 債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者などが解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金受取人はご契約を継続させることができます。
 1. ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. ご契約者でないこと
- 死亡保険金受取人がご契約を継続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から**1ヵ月を経過する日までの間**に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。
 1. ご契約者の同意を得ること
 2. 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
 3. 上記2について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること

→参照

主約款第30条
(91 ページ)ご契約に
あたって保険の
特徴と
仕組み告知と
保障の
開始保険金
の
支払いご契約
後の
お取扱い生命
保険に
関する
お知らせ手続
に必要
な
書類
一覧

13

被保険者による ご契約者への解約の請求

被保険者によるご契約者への解約の請求

- 被保険者とご契約者が異なる場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、保険法の規定に基づき、ご契約の解約を請求することができます。
1. ご契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として死亡保険金のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 2. 死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
 3. 上記1または2の他、被保険者のご契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 4. ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合（契約締結時に夫婦であったご契約者と被保険者が契約締結後に離婚された場合など）
- この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。

ご注意



被保険者の解約のご請求は、当社にではなく、ご契約者に対して行なってください。

14 生命保険と税金



ご注意



以下の内容は2024年7月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わることがあります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士などにご確認ください。

生命保険料控除

生命保険料控除は、ご契約者（保険料負担者）を対象に、お支払いいただいた保険料に応じて、一定の金額が所得税・住民税計算のうえでのその年の所得から差し引かれる制度です。生命保険料控除を受けることで所得税、住民税の負担が軽減されます。

- 生命保険料控除には、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の3区分があります。一般生命保険料控除、介護医療保険料控除は、保険金などの受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者またはその他の親族、個人年金保険料控除は、年金受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者で、かつ被保険者と同一人のご契約を対象とします。
- 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお支払いになった保険料の合計額から控除の対象外となる保険料およびその年に支払われた配当金を差し引いた額です。
- なお、この保険の保険料の払込方法は一時払いのため、お支払いになったその年のみ生命保険料控除が適用されます。
- 生命保険料控除を受けるには申告が必要です。一時払保険料をお支払いになった年の10月以降に、「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、次の要領で申告してください。

①給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、12月の給与の支払われる前までに勤務先を経由して、税務署に提出してください。

②申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

- 「生命保険料控除証明書」の発行時期や方法等については、その年によって変更する場合があります。
- 詳細については、当社コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

→参照

15 ご契約後の手続きやご相談に関する窓口
(64 ページ)

控除の区分

●保険料は、次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料

生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

介護医療保険料

入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約などの保険料

保険料控除対象外となる保険料

身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

●このご契約の保険料は、「一般生命保険料」に区分されます。

控除額

●「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、それぞれ計算した控除額が所得税・住民税計算のうえでの所得から控除されます。

■所得税■

年間正味払込保険料 ^① (「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用)	控除額*1
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律40,000円

*1 他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が120,000円を超える場合には、控除額は120,000円となります。

■住民税■

年間正味払込保険料 ^① (「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用)	控除額*2
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一律28,000円

*2 他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が70,000円を超える場合には、控除額は70,000円となります。

①年間正味払込保険料／配当金がある場合、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」「保険料控除対象外となる保険料」の各保険料で配当金を按分し、差し引きます。

保険金などを受け取られたときにかかる税金

ご契約者および受取人が個人の場合で、保険金などを受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。

I 型（基本型）

【死亡保険金の場合】

●ご契約者・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり異なります。

	契約例			税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 ^② (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

^②復興特別所得税があわせて課税されます。

II 型（生存給付金あり型）

【死亡保険金の場合】

●I 型（基本型）と同じです。

【生存給付金の場合】

●ご契約者と受取人の関係などによって、次のとおり異なります。

	税の種類		
	終身保障倍率が 0 倍、かつ、 生存給付金支払回数が 5 回		左記以外
受取人がご契約者自身 の場合	1 ～ 4 回目	所得税 ^② （雑所得）・ 住民税	所得税 ^② （雑所得）・ 住民税
	5 回目	所得税 ^② ・住民税 （源泉分離課税）	
ご契約者と受取人が異 なる場合	贈与税		

III 型（定期支払金あり型）／定期支払率2段階化特約付III 型（定期支払金あり型）

【死亡保険金の場合】

●I 型（基本型）（61 ページ）と同じです。

【定期支払金の場合】

●所得税^②（雑所得）・住民税

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

返戻金を受け取られたときにかかる税金

- ご契約を解約、減額された場合などの返戻金がお払込みになった保険料を上回る場合、その差益は以下のとおり課税の対象となります。
- ご加入いただいている型に応じて、次のとおり異なります。

I 型（基本型）

- 所得税^②（一時所得）・住民税

II 型（生存給付金あり型）

- ご契約後の期間などによって、次のとおり異なります。

ご契約後の期間	税の種類	
	終身保障倍率 0 倍	終身保障倍率2.5倍、5 倍
契約日から 5 年以内	所得税 ^② ・住民税 （源泉分離課税）	所得税 ^② （一時所得）・住民税
契約日から 5 年超	所得税 ^② （一時所得）・住民税	

②復興特別所得税
があわせて課税
されます。

III 型（定期支払金あり型）／定期支払率 2 段階化特約付 III 型（定期支払金あり型）

- 所得税^②（一時所得）・住民税

外貨建保険の税法上の取扱い

- この保険は日本で締結された生命保険契約のため、外貨建て保険料のお払込みや死亡保険金等のお受取りにかかる税法上の取扱いは円建ての生命保険契約と同じになります。次の基準で指定通貨を円換算したうえで、円建ての生命保険契約と同様に取扱いします。

I 型（基本型）

■課税に関して指定通貨を円換算する基準額■

	為替レート適用日	適用為替レート
一時払保険料	当社が保険料を受領した日	最終の T T M
死亡保険金	被保険者が死亡した日	（相続税・贈与税の対象となる場合） 最終の T T B
		（所得税 ^② （一時所得）・住民税の 対象となる場合） 最終の T T M
返戻金	所定の請求書類が当社に到着 した日	最終の T T M

Ⅱ型（生存給付金あり型）

■課税に関して指定通貨を円換算する基準額■

	為替レート適用日	適用為替レート
一時払保険料	当社が保険料を受領した日	最終のＴＴＭ
死亡保険金	被保険者が死亡した日	(相続税・贈与税の対象となる場合) 最終のＴＴＢ
		(所得税 ^② （一時所得）・住民税の 対象となる場合) 最終のＴＴＭ
生存給付金	支払事由発生日	(贈与税の対象となる場合) 最終のＴＴＢ
		(所得税 ^② ・住民税（源泉分離課税） の対象となる場合) 最終のＴＴＢ
		(所得税 ^② （雑所得）・住民税の対象 となる場合) 最終のＴＴＭ
返戻金	所定の請求書類が当社に到着 した日	(所得税 ^② （一時所得）・住民税の 対象となる場合) 最終のＴＴＭ
		(所得税 ^② ・住民税（源泉分離課税） の対象となる場合) 最終のＴＴＢ

②復興特別所得税
があわせて課税さ
れます。

Ⅲ型（定期支払金あり型）／定期支払率２段階化特約付Ⅲ型（定期支払金あり型）

■課税に関して指定通貨を円換算する基準額■

	為替レート適用日	適用為替レート
一時払保険料	当社が保険料を受領した日	最終のＴＴＭ
死亡保険金	被保険者が死亡した日	(相続税・贈与税の対象となる場合) 最終のＴＴＢ
		(所得税 ^② （一時所得）・住民税の 対象となる場合) 最終のＴＴＭ
定期支払金	支払事由発生日	最終のＴＴＭ
返戻金	所定の請求書類が当社に到着 した日	最終のＴＴＭ

●なお、「円入金特約」「円支払特約」を付加された場合は、円により払い込まれた金額または受け取られた金額が基準となります。

ご契約に
あたって

保険の特
徴と
仕組
み

告知と
保
障
の
開
始

保
険
金
の
お
支
払
い

ご契約後
のお取
扱い

生命保
険に
関
する
お知
らせ

手続
に
必
要
な
書
類
一
覧

15

ご契約後のお手続きや ご相談に関する窓口

明治安田コミュニケーションセンターについて

- ご契約後のご照会、各種お手続きのお申し出、および請求書類のお取り寄せなどにつきましては、当社コミュニケーションセンターまでお問い合わせください。

お電話によるお問い合わせ窓口 明治安田コミュニケーションセンター



ようこそ ハロー
0120-453-860

受付内容	受付時間
・死亡保険金額等のご照会 ・各種お手続きのご案内、請求書類のお取り寄せ 等	月曜～金曜（除く、祝日・年末年始） 9：00～18：00 土曜（除く、祝日・年末年始） 9：00～17：00

明治安田コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、当社ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
●(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）
☎ 03-3286-2648
ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

16 生命保険に関するお知らせ

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取り扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

1 個人情報等の取扱い

個人情報等の利用目的

●お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスをご提供するために、ご契約のお申込みなどに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、当社は取得したお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

●ただし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号（マイナンバー）については、保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務、その他法令等に定める個人番号関係事務等の目的に限定して利用させていただきます。

個人情報等の留意事項

身体・健康状態に関する情報の取扱い

- お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- また、取得いたしました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

再保険の取扱いへの利用

- お申込みいただきました保険契約について、再保険を行なうことがあり、必要なお客さま情報を再保険会社に提供させていただく場合がございます。
- 再保険会社に提供させていただくお客さま情報は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険証券番号のほか、保険契約者様・被保険者様のお名前・性別・生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報などです。
- 再保険会社においては、提供させていただくお客さま情報は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用させていただきます。

保険料口座振替の取扱いへの利用

- お客さま（口座名義人様）に関する個人情報は、保険料口座振替申込欄に記載の金融機関および明治安田生命保険相互会社間で保険料収納等、保険契約のご継続・維持管理のために利用させていただきます。

2 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

●当社では、犯罪収益移転防止法に定められた各種取引の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行なっております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行なうことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、当社までご連絡ください。



当社における個人情報等・取引時に確認した情報の取扱いについては、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。

3 税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ

特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出に関するお願い

ご注意



以下の内容は2024年7月現在の情報に基づくものであり、今後、制度等の変更に伴い取扱いが変わることがあります。

特定米国人申告について

- **F A T C A**（外国口座税務コンプライアンス法）は、米国納税義務者が米国外の金融口座等を利用して租税を回避することを防ぐことを目的とする米国の法律です。
- 当社は、同法に関する日米当局間の合意に従い、ご契約者などが所定の米国納税義務者に該当するか否かを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁に契約情報等を報告します。
- 確認する場合および対象となる方は以下のとおりです。**対象となる方が「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」*は、所定の方式によって当社に申告してください。**

確認する場合	対象となる方
ご契約のお申込み	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合）	受取人

* 「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」は、次のとおりです。

- ・ 上表の「確認の対象者」が個人の場合：その個人が、米国民（米国籍を有している者）のとき、または米国居住者（永住権所有者および直近3年間に183日以上米国に滞在する者）のとき
- ・ 上表の「確認の対象者」が法人の場合：その法人が、米国設立の法人もしくは事業体であるとき、または米国設立以外の投資事業体でその実質的支配者が米国納税義務者のとき

- **ご契約等の後に米国納税義務者に該当することとなった場合は、改めて申告してください。**

税務上の居住地国の届け出について

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、金融機関（当社を含みます）のお客さまに居住地国の届け出を義務づける制度です。
- **以下の場合、対象となる方の居住地国を当社に届け出てください。**
（お届けいただけない場合、法律上の罰則がかかることがあります）

届け出が必要となる場合	対象となる方
ご契約のお申込み	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合）	受取人

上記は代表的な例です。これ以外に届け出が必要となる場合もあります。

- 法律上の定めに従い、当社は、ご契約者の契約情報等を国税庁に報告することがあります。
- 海外渡航等によって**居住地国が変更となる場合は、あらかじめ当社にご連絡ください。**



特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出の詳細については、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。

4 「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「支払査定時照会制度」について

●保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する上記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は上記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- 上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（ **ご契約後の手続きやご相談に関する窓口**）（64 ページ）参照）にお問い合わせください。



「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

各制度の最新の内容については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご確認ください。

5 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

詳しくは、次の〔 生命保険契約者保護機構〕をご覧ください。

6 生命保険契約者保護機構

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^①に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^②を除き、責任準備金等^③の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません^④）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

①特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

②破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率*1を超えていた契約を指します*2。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

*1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

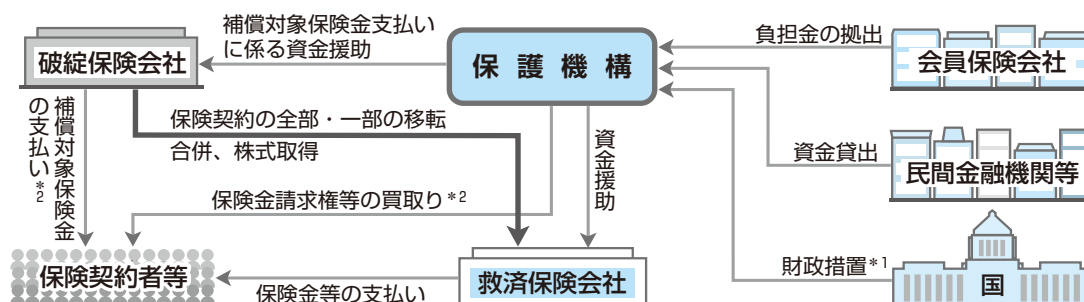
*2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

③責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

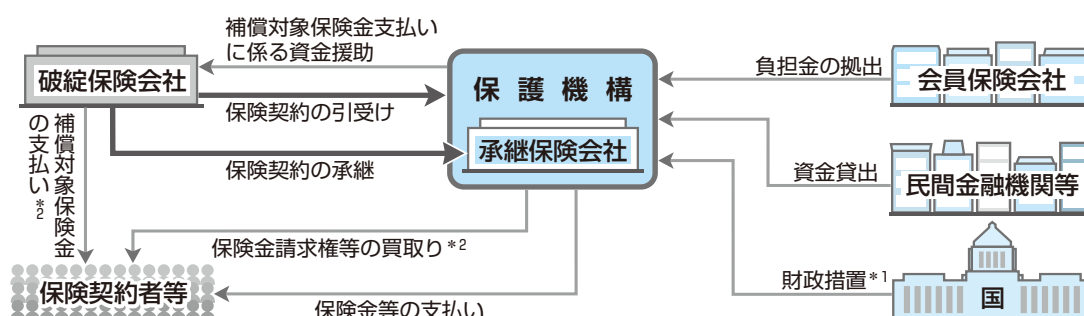
④個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ 救済の仕組み(概略) ■

● 救済保険会社が現れた場合 ●



● 救済保険会社が現れない場合 ●



*1 上記の「財政措置」は、令和9年（2027年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

*2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、②に記載の率となります）。

・補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2024年7月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります（最新の内容は、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください）。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

手続きに必要な書類一覧

- 諸手続きの際には、次の書類をご準備いただきます。ただし、下記以外の書類の提出を求め、または、下記の必要書類のうち一部の省略を認めることがあります。なお、電子端末でお手続きいただける場合もあります。
- 詳しくは、当社コミュニケーションセンター（[15 ご契約後のお手続きやご相談に関する窓口](#)）（64ページ）参照）にご相談ください。
- 当社の窓口で諸手続きをされる際には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

注・書類のご準備にかかわる費用等はご負担ください。
・ご提出いただいた請求書類は返却いたしませんのでご了承ください。

項 目	必要書類	当 社 所 定 の 書 類	保 険 証 券	印鑑証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 険 者 の 住 民 票	当 社 所 定 の 診 断 書	備 考
				保 険 契 約 者	受 取 人				
死亡保険金の請求		請 求 書	○		○	○	○	*○	*医師の死亡診断書または検案書とします。
生存給付金の請求		//	○		○	○	*○		*被保険者と受取人が同一の場合は不要
定期支払金の請求		//	○	○		○	○		
（解約）返戻金・積立金の請求		//	○	○					
円換算額から円建上限額を 差し引いた金額の請求		//	○	○					
社員配当金の請求		//	○						
基本保険金額の減額		//	○	○					
死亡保険金受取人・ 生存給付金受取人の変更		//	○	○					・受取人が被保険者と異なる場合は、ほかに被保険者の印鑑証明書が必要
保険契約者の変更		//	○	*○ （旧保険契約者）					*旧保険契約者の死亡の場合 1. 旧保険契約者の戸籍抄本 2. 相続人代表者選定届と署名押印者の印鑑証明書・戸籍謄本

ご契約にあたって

保険の特徴と仕組み

告知と保障の開始

保険金のお支払い

ご契約後のお取り扱い

生命保険に関するお知らせ

手続きに必要な書類一覧

定

款

定款では、当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めています。

最新の定款の全文については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください。

当社の運営

(定款第1章、第3章、第4章、第5章)

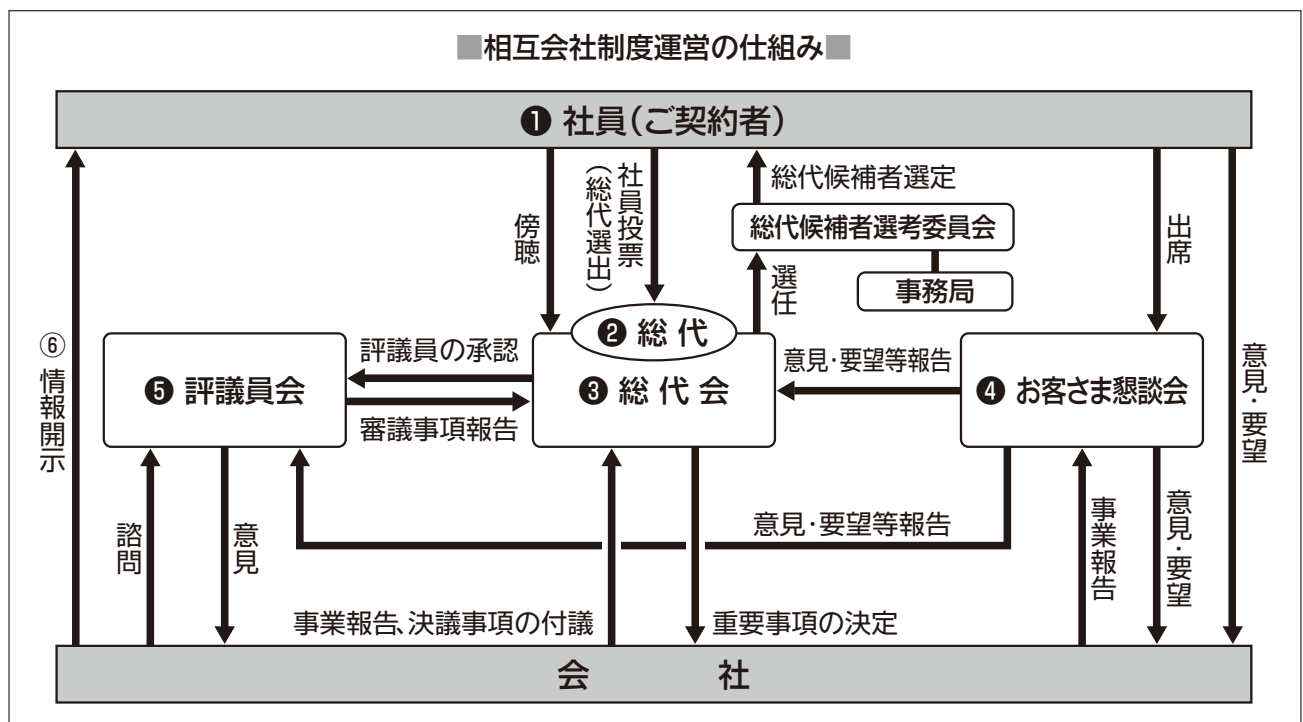
当社の運営は、2024年7月時点の定款の内容に基づいて記載しています。定款の変更に伴って今後変更の可能性あります。

ご契約者お一人おひとりが
会社の構成員である社員です。

ご契約者と相互会社との関係

- ◆保険会社の会社形態には株式会社と相互会社があり、当社は保険業法に基づいて設立された相互会社です。
- ◆相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員である社員※となります。社員が総代会やお客さま懇談会等を通じ会社運営に参加する保険会社独自の会社形態です。

※ 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます（定款第8条第1項）



①社員

- ◆保険業法、保険約款なら
びに定款等の定めにより、
社員には主に右の権利・
義務があります。

社員の主な権利

- ・ 保険金等の支払請求権
- ・ 剰余金分配を受ける権利（社員配当金請求権）
- ・ 総代選出にあたっての社員投票権
- ・ 一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権 等

社員の主な義務

- ・保険料の払込義務

② 総代

- ◆社員の代表として選出される総代の定数は定款において222名と定めています。
- ◆このうち200名は地域別選出による120名と地域別選出によらない80名に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し、幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。
- ◆また、22名は総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した立候補制により選出される総代です。

社員投票

◇総代候補者選考委員会で選定された候補者については、社員一人おひとりによる社員投票を実施し、総代として選出することに同意しないとする投票（不信任投票）数が、有権者（全社員）の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

③ 総代会

- ◆総代会は社員の代表として選出された総代で構成され、株式会社の株主総会に相当する最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項の審議と決議を行います。

総代会傍聴制度

◇社員のみなさまに当社経営に対するご理解を深めていただくために、総代会を傍聴いただける制度を設けています。

◇お申込方法等については、開催日前の一定期間、本社、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。

総代会議事録の閲覧

◇総代会の議事録は、本社、法人部、支社に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。

また、議事内容および質疑応答の要旨は当社ホームページに掲載しています。

総代報告会

◇総代に会社の経営情報を提供するとともに、会社へのご提言等をいただく機会として、原則として毎年12月に総代報告会を開催しています。

④ お客さま懇談会

- ◆ご契約者に当社の事業活動を報告し、ご理解を深めていただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望等を直接伺い、ご契約者の声を経営に反映させることを目的として、お客さま懇談会を全国の支社で毎年開催しています。
- ◆ご契約者から寄せられたご意見・ご要望のうち改善を要するものについては、担当部が対応を検討し、お客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。
- ◆お申込み方法等については、開催日前の一定期間、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。詳しくは、お近くの支社、営業所等にお問い合わせください。

⑤ 評議員会

- ◆会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。
- ◆評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出されます。なお、評議員数は定款で20名以内と定められています。

⑥ 情報開示

- ◆会社の経営情報をより多くのお客さまにご覧いただけるよう努めています。
- ◆業界に先駆けて1979年から、ディスクロージャー資料を作成しています。保険業法第111条に定める「業務および財産の状況に関する説明書類」として、本社、支社、営業所等に備え置いており、閲覧いただけるようにしています。
- ◆ディスクロージャー資料は当社ホームページ（裏表紙参照）でもご覧いただけます。

相互会社の基金（定款第5条、第6条、第7条、第53条、第56条）

- ◆基金とは、株式会社の資本金に相当する性格を持つ資金で、相互会社における財産的基礎となるものであり、会社清算時には債務の弁済が基金の払戻しに優先されることなどが保険業法に規定されています。
- ◆基金については、1996年以来これまで追加募集（増額）を行って、自己資本の充実による経営基盤の更なる強化と支払能力（ソルベンシー）の一層の向上を図ってきました。
- ◆なお、定款に定める当社の基金の総額（基金償却積立金を含む）は、9,800億円となっています。

This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting or typing. There are no margins, text, or other markings on the page.

約款・特約条項

ご契約の内容を記載した、約款および
特約条項を掲載しています。

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]普通保険約款

もくじ

1. 用語の定義について

第1条 用語の定義

2. 通貨について

第2条 通貨

3. 保険契約の型について

第3条 保険契約の型

4. 予定利率について

第4条 予定利率

5. 保障の開始について

第5条 保障の開始

第6条 保険証券の発行

6. 保険金等の支払いについて

第7条 保険期間

第8条 死亡保険金の支払い

第9条 生存給付金の支払い

第10条 定期支払金の支払い

第11条 保険金等の請求手続き

第12条 保険金等の支払いの場所と時期

第13条 積立金の支払い

7. 社員配当(保険契約者への配当)について

第14条 社員配当金の計算

第15条 社員配当金の支払い

8. 告知と重大事由による解除について

第16条 告知

第17条 重大事由による解除

9. 解約・無効について

第18条 保険契約の解約

第19条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

第20条 返戻金の支払い

10. 内容の変更について

第21条 基本保険金額の減額

11. 保険契約者・死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更などについて

第22条 当会社への通知による死亡保険金受取人および生存給付金受取人の変更

第23条 遺言による死亡保険金受取人および生存給付金受取人の変更

第24条 死亡保険金受取人の死亡

第25条 生存給付金受取人の死亡

第26条 保険契約者の変更

第27条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第28条 保険契約者の連帯責任

第29条 保険契約者の住所等の変更

12. その他

第30条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

第31条 年齢の計算

第32条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

第33条 時効

第34条 法人契約特則の適用

第35条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則

第36条 終身保障不担保特則の適用

第37条 保険契約の内容変更等の効力

◆ 別表 返戻金表

法人契約特則

終身保障不担保特則

はじめに

i この保険の特徴

保 険 種 類	終身保険
内 容	死亡に対する保障および財産形成
保険契約の型	I 型（基本型）、II 型（生存給付金あり型）、III 型（定期支払金あり型）の3つがあります。
保険金・給付金の種類	I 型（基本型） 死亡保険金 II 型（生存給付金あり型） 死亡保険金、生存給付金 III 型（定期支払金あり型） 死亡保険金、定期支払金
保 険 期 間	終身（II 型（生存給付金あり型）の場合で終身保障倍率が0 倍のときは、最終回の生存給付金支払日の到来時にこの保険は消滅します）
配 当 タ イ プ	5 年ごと利差配当（積立配当）
ご 注 意	- この保険は指定通貨建ての保険のため、為替リスクがあります。 I 型（基本型） - 第1 保険期間中は、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。したがって、市場金利の変動によっては、返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。 II 型（生存給付金あり型） - 第1 保険期間中は、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。したがって、市場金利の変動によっては、返戻金と生存給付金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。 III 型（定期支払金あり型） - 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。したがって、市場金利の変動によっては、返戻金と定期支払金のお受取合計額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

ii 特約を付加された場合（付加された特約は保険証券に記載されています。）は、特約条項も併せてご参照ください。

この約款をご覧になるにあたって

①②③……の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください。

この備考も、約款の一部です。

第2条 備考

① 保険契約者は、保険契約の締結の際、この保険契約における通貨について、次のいずれかを指定するものとします。ただし、指定できる通貨が、当会社の定めにより、次のうちの一つのみとなることがあります。

1. アメリカ合衆国通貨（以下、「米ドル」といいます。）
2. オーストラリア連邦通貨（以下、「豪ドル」といいます。）

② 保険料の払込みまたは保険金の支払い等①、この保険契約にかかる金銭の授受は、すべて指定通貨をもって行ないます②。ただし、第14条（社員配当金の計算）および第15条（社員配当金の支払い）に定める社員配当金の計算および支払いは、円をもって行ないます。

① 死亡保険金の支払い（第8条）、生存給付金の支払い（第9条）、定期支払金の支払い（第10条）および返戻金の支払い（第20条）などが該当します。

5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険(指定通貨建)[B]普通保険約款

1 用語の定義について

第1条 用語の定義

第1条 備考

この普通保険約款において使用される次の各号の用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

号	用語	定義								
1	保険金等	「保険金等」とは、第8条に定める死亡保険金、第9条に定める生存給付金および第10条に定める定期支払金をいいます。								
2	基本保険金額	「基本保険金額」とは、保険金等を支払う場合に基準となる金額として、保険契約締結の際、当会社の定める金額の範囲内で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。								
3	指定通貨	「指定通貨」とは、第2条第①項の規定により保険契約者が指定した通貨のことをいいます。								
4	生存給付金支払日	「生存給付金支払日」とは、以下の日をいいます。 <table><tr><th>生存給付金</th><th>生存給付金支払日</th></tr><tr><td>第1回</td><td>契約日の翌営業日から起算して10営業日を経過する日</td></tr><tr><td>第2回～最終回の直前の回</td><td>第1保険期間中の年単位の契約応当日^①</td></tr><tr><td>最終回</td><td>第1保険期間満了日の翌日</td></tr></table>	生存給付金	生存給付金支払日	第1回	契約日の翌営業日から起算して10営業日を経過する日	第2回～最終回の直前の回	第1保険期間中の年単位の契約応当日 ^①	最終回	第1保険期間満了日の翌日
生存給付金	生存給付金支払日									
第1回	契約日の翌営業日から起算して10営業日を経過する日									
第2回～最終回の直前の回	第1保険期間中の年単位の契約応当日 ^①									
最終回	第1保険期間満了日の翌日									
5	生存給付金支払回数	「生存給付金支払回数」とは、生存給付金を支払う回数のことをいい、保険契約締結の際、当会社の定める範囲内で、保険契約者が定めます。								
6	終身保障倍率	「終身保障倍率」とは、第3条の規定により選択した保険契約の型がⅡ型（生存給付金あり型）の場合の、第2保険期間開始時における死亡保険金額を定めるために生存給付金基準額に乗じる倍率のことをいい、保険契約締結の際、0倍・2.5倍・5倍のいずれかから、保険契約者が定めます ^② 。								
7	生存給付金基準額	「生存給付金基準額」とは、死亡保険金および生存給付金を支払う場合に基準となる金額をいい、基本保険金額、予定利率、生存給付金支払回数および終身保障倍率等に基づき計算された金額とします。								

① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

② 終身保障倍率を0倍とした場合には、第36条（終身保障不担保特則の適用）の規定を適用します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

号	用語	定義
8	予定利率 計算基準日	「予定利率計算基準日」とは、第3条の規定により選択した保険契約の型に応じた、以下の日をいいます。ただし、被保険者の年齢が106歳に達した日以後の年単位の契約応当日を除きます。
9	積立金	

第1条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

2 通貨について

第2条 通貨

- ① 保険契約者は、保険契約の締結の際、この保険契約における通貨について、次のいずれかを指定するものとします。ただし、指定できる通貨が、当会社の定めにより、次のうちの一つのみとなることがあります。
1. アメリカ合衆国通貨（以下、「米ドル」といいます。）
 2. オーストラリア連邦通貨（以下、「豪ドル」といいます。）
- ② 保険料の払込みまたは保険金の支払い等^①、この保険契約にかかる金銭の授受は、すべて指定通貨をもって行ないます^②。ただし、第14条（社員配当金の計算）および第15条（社員配当金の支払い）に定める社員配当金の計算および支払いは、円をもって行ないます。
- ③ 指定通貨の変更は取り扱いません。

第2条 備考

- ① 死亡保険金の支払い（第8条）、生存給付金の支払い（第9条）、定期支払金の支払い（第10条）および返戻金の支払い（第20条）などが該当します。
- ② 円入金特約または円支払特約が付加されている場合、円をもって行なうことがあります。

3 保険契約の型について

第3条 保険契約の型

保険契約者は、保険契約締結の際、次のいずれかの保険契約の型を選択してください。ただし、選択できる保険契約の型が、当会社の定めにより、次のうちの一部のみとなることがあります。

保険契約の型	保障内容（保険金等の種類）
I型（基本型）	死亡保険金
II型（生存給付金あり型）	死亡保険金および生存給付金
III型（定期支払金あり型）	死亡保険金および定期支払金

4 予定利率について

第4条 予定利率

- ① 当会社は、契約日および予定利率計算基準日に予定利率を定め、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します^①。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第4条 備考

- ① 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日における予定利率を、その日以後の期間、適用します。

- ② 契約日における予定利率は、保険契約の型に応じて、次表に定める指標金利の当会社所定の期間における平均値に調整率を加えた利率とします。ただし、最低保証予定利率（0.25%）を下回ることはありません。

1. I型（基本型）

指定通貨	指標金利	調整率
米ドル	残存期間が第1保険期間と同じ期間のアメリカ合衆国国債の流通利回り	プラス2.0%からマイナス1.0%の範囲内で当会社が定めた率
豪ドル	残存期間が第1保険期間と同じ期間のオーストラリア連邦国債の流通利回り	プラス2.0%からマイナス1.0%の範囲内で当会社が定めた率

2. II型（生存給付金あり型）

指定通貨	第1保険期間	指標金利	調整率
米ドル	4年	残存期間が2年のアメリカ合衆国国債の流通利回り	プラス1.5%からマイナス1.6%の範囲内で当会社が定めた率
	9年	残存期間が4年のアメリカ合衆国国債の流通利回り	
	14年	残存期間が7年のアメリカ合衆国国債の流通利回り	
	19年	残存期間が9年のアメリカ合衆国国債の流通利回り	
豪ドル	4年	残存期間が2年のオーストラリア連邦国債の流通利回り	プラス1.5%からマイナス1.6%の範囲内で当会社が定めた率
	9年	残存期間が4年のオーストラリア連邦国債の流通利回り	
	14年	残存期間が7年のオーストラリア連邦国債の流通利回り	
	19年	残存期間が9年のオーストラリア連邦国債の流通利回り	

3. III型（定期支払金あり型）

指定通貨	契約日における被保険者の年齢	指標金利	調整率
米ドル	75歳以下	残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回り	プラス2.0%からマイナス1.0%の範囲内で当会社が定めた率
	76歳以上	残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値	
豪ドル	75歳以下	残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回り	プラス2.0%からマイナス1.0%の範囲内で当会社が定めた率
	76歳以上	残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値	

- ③ 予定利率計算基準日における予定利率は、保険契約の型に応じて、次表に定める指標金利の当会社所定の期間における平均値に調整率を加えた利率とします。ただし、最低保証予定利率（0.25%）を下回ることはありません。

1. I型（基本型）

指定通貨	指標金利	調整率
米ドル	残存期間が6カ月のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値	プラス1.4%からマイナス1.6%の範囲内で当社が定めた率
豪ドル	残存期間が1年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値	プラス1.4%からマイナス1.6%の範囲内で当社が定めた率

2. II型（生存給付金あり型）

指定通貨	指標金利	調整率
米ドル	残存期間が6カ月のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値	プラス1.4%からマイナス1.6%の範囲内で当社が定めた率
豪ドル	残存期間が1年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値	プラス1.4%からマイナス1.6%の範囲内で当社が定めた率

3. III型（定期支払金あり型）

指定通貨	予定利率計算基準日における被保険者の年齢	指標金利	調整率
米ドル	75歳以下	残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回り	プラス2.0%からマイナス1.0%の範囲内で当社が定めた率
	76歳以上	残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値	
豪ドル	75歳以下	残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回り	プラス2.0%からマイナス1.0%の範囲内で当社が定めた率
	76歳以上	残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値	

- ④ 第③項の規定にかかわらず、当会社は将来の金融情勢の変化により第③項に定める国債の流通利回りが算出されなくなったときなど第③項に定める国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でなくなったと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知することとします。
- ⑤ 当会社は、予定利率計算基準日に定めた予定利率を、遅滞なく保険契約者に通知します。

5 保障の開始について

第5条 保障の開始

- ① 当会社が保険契約の申込みを承諾した場合、この保険契約の保障は、一時払保険料相当額^①を受け取った時に開始します。
- ② 第①項の保障が開始する日を契約日とし、第1保険期間はその日から起算します。

第5条 備考

- ① 当会社が、保険契約の申込みを承諾した後に一時払保険料を受け取った場合は、一時払保険料となります。

第6条 保険証券の発行

- ① 当会社は、保険契約の申込みを承諾したときには、保険証券を発行します。
- ② 保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、第5条第②項に定める契約日を記載します。

6 保険金等の支払いについて

第7条 保険期間

- ① 保険期間の区分は次のとおりとします。

1	第1保険期間	契約日から保険契約者が指定した期間の満了日まで
2	第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身

- ② 保険契約者は、保険契約の締結の際、当会社の定める範囲内で、第①項第1号の第1保険期間を指定するものとします。
- ③ 第②項の規定により指定された第1保険期間の変更は取り扱いません。

第8条 死亡保険金の支払い

- ① 当会社は、次表に定めるところによって死亡保険金を支払います。

種類	支払事由（死亡保険金を支払う場合）	保険金額	受取人	免責事由（「支払事由」に該当しても死亡保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき ^①	第②項に規定する死亡保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時 ^② の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱 ^③

第8条 備考

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

- ② 第5条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。

- ③ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 第①項の死亡保険金額は、保険契約の型および支払事由が発生した時期に応じて、次のとおりとします。

第8条 備考

保険契約の型	第1保険期間中に支払事由が発生した場合	第2保険期間中に支払事由が発生した場合
I型 (基本型)	次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額 2. 被保険者が死亡した日における返戻金額	被保険者が死亡した日における積立金額
II型(生存給付金あり型)	次のいずれか大きい金額 1. 被保険者が死亡した日の直前の生存給付金支払日 ^④ における積立金額 ^⑤ 2. 基本保険金額から、「生存給付金基準額×生存給付金の支払事由が発生した回数 ^⑥ 」を差し引いた金額 3. 被保険者が死亡した日における返戻金額	被保険者が死亡した日における積立金額
III型(定期支払金あり型)	次のいずれか大きい金額 1. 基本保険金額 2. 被保険者が死亡した日における返戻金額	

- ③ 被保険者が死亡保険金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。
- その死亡保険金受取人には死亡保険金を支払いません。
 - 死亡保険金額の全額から第1号の支払われない死亡保険金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
 - 第1号の支払われない死亡保険金の部分については、その死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金^⑦を保険契約者に支払います^⑧。
- ④ 保険契約の型がII型(生存給付金あり型)またはIII型(定期支払金あり型)の場合で、死亡保険金の支払事由に該当した後に、生存給付金または定期支払金として支払った金額があるときは、死亡保険金、積立金または返戻金からその金額を差し引きます。

④ 被保険者が、生存給付金支払日の当日に死亡した場合は、その日とします。

⑤ 契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に死亡した場合は、契約日の積立金額とします。

⑥ 第21条(基本保険金額の減額)の規定により、基本保険金額が減額された場合は、生存給付金基準額も同じ割合で減額した金額で計算します。

⑦ その積立金の額が、死亡保険金額のうち故意により死亡させた受取人の受取割合分の額を超える場合は、死亡保険金額のうち故意により死亡させた受取人の受取割合分の額を限度とします。

⑧ 積立金の額より被保険者が死亡した日における返戻金額が大きい場合は、返戻金額を保険契約者に支払います。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第9条 生存給付金の支払い

① 当会社は、次表に定めるところによって生存給付金を支払います。

種類	支払事由 (生存給付金を支払う場合)	支払金額	受取人
生存給付金 (Ⅱ型(生存給付金あり型) のみ)	被保険者が以下の日に生存しているとき ^① 1. 第1回の生存給付金 契約日 2. 第2回以降の生存給付金 生存給付金支払日	1. 第1回の生存給付金 生存給付金基準額に当会社所 定の利息 ^② を付した金額 2. 第2回以降の生存給付金 生存給付金基準額	生存給付金受取人 ^③

第9条 備考

- ① 1または2の当日に被保険者が死亡した場合を含みます。
- ② 契約日から第1回の生存給付金支払日の前日までの期間に対する利息とします。
- ③ 生存給付金受取人は1人を指定するものとします。

第10条 定期支払金の支払い

当会社は、次表に定めるところによって定期支払金を支払います。

種類	支払事由(定期支払金を支払う場合)	支払金額	受取人
定期支払金(Ⅲ型 (定期支払金あり型) のみ)	被保険者が年単位の契約 応当日 ^① に生存している とき ^②	基本保険金額 × 定期支払率 ^{③④}	保険契約者 ^⑤

第10条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- ② 年単位の契約応当日の当日に被保険者が死亡した場合を含みます。
- ③ 定期支払率は、契約日および各予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて当会社が定めます。
- ④ 定期支払率は、契約日または当該予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日に支払われる定期支払金から直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金まで適用します。直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、最後の予定利率計算基準日における定期支払率を、最後の予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日以後の期間、適用します。
- ⑤ 定期支払金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

第11条 保険金等の請求手続き

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が発生したことを知ったときには、当会社に通知してください。
- ② 保険契約者または死亡保険金受取人は、定期支払金または死亡保険金の支払事由が発生したときには、すみやかに当会社の定める書類^①を提出して定期支払金または死亡保険金を請求してください。
- ③ 生存給付金受取人は、次のとおり生存給付金を請求してください。

第1回の 生存給付金	契約日に支払事由が発生した後、第1回の生存給付金支払日が到来したときには、すみやかに当会社の定める書類 ^① を提出して生存給付金を請求してください。
第2回以降の 生存給付金	生存給付金の支払事由が発生したときには、すみやかに当会社の定める書類 ^① を提出して生存給付金を請求してください。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第12条 保険金等の支払いの場所と時期

- ① 保険金等は、第11条第②項または第③項に定める請求書類が当会社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当会社が請求を受けた日とします(以下、「請求日」といいます。)
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行ないます。この場合には、第①項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を

第11条 備考

- ① 当会社所定の保険金等の請求書、請求権者であることを証明する書類(受取人の印鑑証明書等)、保険金等の支払事由が生じたことを証する書類(医師による診断書等)、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当会社が提出を求めるものとします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

含めて45日を経過する日とします。

第12条 備考

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第8条（死亡保険金の支払い）、第9条（生存給付金の支払い）または第10条（定期支払金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2	死亡保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由が発生した原因
3	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次のア～エの事項 ア. 第2号に定める事項 イ. 第17条（重大事由による解除）第①項第3号アからオまでに該当する事実の有無 ウ. 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実 エ. 保険金等の受取人の保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

- ③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数^①を経過する日とします。

① 第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

号	確認する事項	特別な照会や調査の内容	日数
1	第②項第2号および第3号に定める事項	弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
2	第②項各号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
3	第②項各号に定める事項	保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
4	第②項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

- ④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第13条 積立金の支払い

- ① 次のいずれかの事由によって死亡保険金を支払わない場合には、当会社は、保険契約の積立金を保険契約者に支払います^①。ただし、積立金の額が死亡保険金額を超える場合には死亡保険金額を限度とします。
1. 責任開始時^②の属する日から、3年以内における被保険者の自殺
 2. 死亡保険金受取人^③の故意
 3. 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、積立金を請求してください。
- ③ 積立金の支払いの場所と時期については、第12条（保険金等の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第13条 備考

- ① 積立金の額より被保険者が死亡した日における返戻金額が大きい場合は、返戻金額を保険契約者に支払います。
- ② 第5条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ③ 死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除きます。

7 社員配当（保険契約者への配当）について

第14条 社員配当金の計算

当会社は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、支払うべき社員配当金を計算します。

第15条 社員配当金の支払い

- ① 利差配当の社員配当金は、次の各号に該当する保険契約に対して次表のとおり支払います。この場合、第3号に該当する保険契約については、第2号に該当する保険契約より下回る金額とします。

号	対象となる契約	支払の方法
1	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に契約日から5年ごとの年単位の契約応当日 ^① （以下「5年ごと応当日」といいます。）が到来しその日に継続している保険契約。	社員配当金の計算を行なった次の事業年度の5年ごと応当日から、当会社の定める率の利息を付けて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したときにその元利合計額を現金で支払います。
2	契約日から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に発生した死亡保険金の支払事由により死亡保険金を支払うべき保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に発生した死亡保険金の支払事由により死亡保険金を支払うべき保険契約は除きます。	現金で支払います。
3	契約日から2年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に第2号以外の事由により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。	

第15条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 当会社は、第①項に定める社員配当金とは別に、社員配当金を支払うことがあります。
- ③ 社員配当金は、保険契約者②に支払います。
- ④ 社員配当金の受取人は、当会社の定める書類を提出して、社員配当金を請求してください。
- ⑤ 社員配当金の支払いの場所と時期については、第12条（保険金等の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。

➡	「当会社の定める率の利息」 お取扱いの際の率によります
➡	「当会社の定める書類」 「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第15条 備考

- ② 死亡保険金を支払うときにはその死亡保険金受取人となります。

8 告知と重大事由による解除について**第16条 告知**

当会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約の保険事故発生の可能性に関する告知を求めません。

第17条 重大事由による解除

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
1. 以下の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致①をした場合

保険金	事故招致した者
死亡保険金②	保険契約者 死亡保険金受取人

2. この保険契約の以下の保険金等の請求に関し、以下の者に詐欺行為③があった場合

保険金等	詐欺行為を行なった者
死亡保険金	死亡保険金受取人
生存給付金	生存給付金受取人
定期支払金	保険契約者

3. 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が、次のいずれかに該当する場合
- ア. 暴力団、暴力団員④、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. 保険契約者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 次のアまたはイなどにより、当会社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期

第17条 備考

- ① 事故招致の未遂を含みます。
- ② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- ③ 詐欺行為の未遂を含みます。

- ④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

待しえない第1号から第3号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

ア. 他の保険契約が重大事由により解除されること

イ. 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

- ② 当会社は、保険金等の支払事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等^⑤の支払いをしません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
- ③ 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人に通知します。
- ④ 死亡保険金受取人に解除の通知を行なうときには、当会社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡保険金受取人に対してもその効力を有するものとしします。
- ⑤ 当会社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第20条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、当会社は、第①項第3号の規定によりこの保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については第⑤項の規定を適用し、その部分の返戻金（第20条）を保険契約者に支払います。

第17条 備考

- ⑤ 第①項第3号のみに該当した場合で、第①項第3号アからオまでに該当した者が、死亡保険金受取人のみであり、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

9 解約・無効について

第18条 保険契約の解約

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向けて保険契約を解約することができます。この場合、当会社は、返戻金（第20条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者は、保険契約を解約する場合には、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第19条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

- ① 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または生存給付金受取人の詐欺により保険契約を締結したときには、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 返戻金の支払い

- ① この保険契約の返戻金は、返戻金表（別表）により計算します。ただし、最後の予定利率計算基準日以後は、経過した年月数により計算します^①。
- ② 保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。ただし、当会社が書類の提出を免除すると認めた場合は、この限りではありません。
- ③ 返戻金の支払いの場所と時期については、第12条（保険金等の支払いの場所と時期）

第20条 備考

- ① 保険契約の型がⅢ型（定期支払金あり型）の場合、次のいずれか小さい金額とします。
 1. 経過した年月数により計算した金額
 2. 基本保険金額

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第①項の規定を準用します。この場合、第②項の規定により当社が書類の提出を免除すると認めたときは、「請求書類が当社に到達した日」を「当社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当社に到達した日」と読み替えます。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

10 内容の変更について

第21条 基本保険金額の減額

- ① 保険契約者は、減額後の基本保険金額が当社の定める限度を下回る場合を除き、基本保険金額を減額することができます。この場合、保険金等の金額はその割合に応じて減額されるものとし、当社は、返戻金（第20条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 第①項の基本保険金額の減額をする場合には、保険契約者は、当社の定める書類を提出してください。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

11 保険契約者・死亡保険金受取人・生存給付金受取人の変更などについて

第22条 当社への通知による死亡保険金受取人および生存給付金受取人の変更

- ① 保険契約者は、死亡保険金または生存給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人または生存給付金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当社の定める書類を当社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人または生存給付金受取人に死亡保険金または生存給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人または生存給付金受取人から死亡保険金または生存給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第23条 遺言による死亡保険金受取人および生存給付金受取人の変更

- ① 第22条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金または生存給付金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡保険金受取人または生存給付金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡保険金受取人および生存給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡保険金受取人および生存給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当社の定める書類を当社に提出してください。

第24条 死亡保険金受取人の死亡

- ① 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第25条 生存給付金受取人の死亡

- ① 生存給付金受取人が生存給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、保険契約者を生存給付金受取人とします。
- ② 第①項の場合で、保険契約者が2人以上いるときは、第27条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）の規定により定められた代表者とします。

第26条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第27条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとしてします。
- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとしてします。
- ③ 第①項および第②項の規定は、死亡保険金受取人またはその相続人が2人以上ある保険契約において、それらの者が死亡保険金を請求する場合に準用します。

第28条 保険契約者の連帯責任

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとしてします。

第29条 保険契約者の住所等の変更

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当会社の本社または当会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

12 その他

第30条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 死亡保険金受取人は、第②項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、当会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

第31条 年齢の計算

- ① 契約日における被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第32条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当会社の契約する年齢の範囲外のときには、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときには当会社の定める方法により実際の年齢に基づいて基本保険金額を変更し、保険契約を継続させるものとします。なお、取り消した場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により実際の性別に基づいて基本保険金額を変更し、保険契約を継続させるものとします。

第33条 時効

死亡保険金、生存給付金、定期支払金、返戻金、積立金または社員配当金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、時効によって消滅します。

第34条 法人契約特則の適用

保険契約者または死亡保険金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。）である場合には、法人契約特則を適用します。

第35条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則

- ① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法^①により、保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ② 第①項のほか、当会社は、保険契約者、被保険者または死亡保険金、生存給付金もしくは定期支払金の受取人が当会社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法^①により提出することを認めることがあります。

第35条 備考

- ① 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

第36条 終身保障不担保特則の適用

保険契約の型がⅡ型（生存給付金あり型）の場合で、終身保障倍率を0倍と定めたとときは、終身保障不担保特則を適用します。

第37条 保険契約の内容変更等の効力

- ① 第26条（保険契約者の変更）に規定する手続きの承諾の効力は、当会社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
- ② 第26条（保険契約者の変更）に規定する手続きの請求は、請求後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。

（令和1年12月2日実施）
（令和5年4月1日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表 返戻金表

最後の予定利率計算基準日前の返戻金額は、保険契約の型と保険期間ごとに次のとおりとします。

1. I型（基本型）の第1保険期間

次によって計算される金額とします。

以下のいずれか小さい金額

- 計算日※1における積立金額×（1－市場価格調整率）
- 基本保険金額×（1－市場価格調整率）

（注）「市場価格調整率」とは、次の算式により計算された率とします。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{※2}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{※3} + \text{計算日における当会社が定める率}^{※4}} \right)^{\text{残存月数}^{※5} / 12}$$

※1 「計算日」は、次のとおりとします。

- ア. 保険契約を解約する場合および基本保険金額を減額する場合
請求書類が当会社に到達した日。ただし、当会社が書類の提出を免除すると認めた場合は、当会社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当会社に到達した日
- イ. 第8条（死亡保険金の支払い）第②項および備考③ならびに第13条（積立金の支払い）備考①で定める「被保険者が死亡した日における返戻金額」を計算する場合
被保険者が死亡した日
- ウ. 第17条（重大事由による解除）の規定により解除となる場合
被保険者が死亡していたときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは当会社が解除の通知を発信した日の翌営業日
- エ. 第30条（死亡保険金受取人による保険契約の存続）の規定により解約の効力が生じる場合
解約の効力が生じる日

※2 「適用されている予定利率」とは、計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

※3 「計算日に定める利率」とは、指定通貨に応じて、次の指標金利（将来、この指標金利を変更することがあります。その場合は、第4条（予定利率）第④項の規定を準用します。）の当会社所定の期間における平均値に最大2.0%を加えた利率を上限とし、最大1.0%を減じた利率を下限とする範囲内で計算日に当会社が定めた利率とします。

指定通貨	指標金利
米ドル	残存期間が第1保険期間と同じ期間のアメリカ合衆国国債の流通利回り
豪ドル	残存期間が第1保険期間と同じ期間のオーストラリア連邦国債の流通利回り

※4 0.1%を上限として当会社が定めた率

※5 「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1カ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2. I型（基本型）の第2保険期間

経過した年月数により計算します。

3. II型(生存給付金あり型)の第1保険期間

次によって計算される金額とします。

計算日^{※1}の直前の生存給付金支払日^{※2}における積立金額×(1－市場価格調整率)

(注)「市場価格調整率」とは、次の算式により計算された率とします。

残存月数^{※6}／12×調整係数^{※7}

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{※3}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{※4} + \text{計算日における当会社が定める率}^{※5}} \right)$$

※1 「計算日」は、次のとおりとします。

ア. 保険契約を解約する場合および基本保険金額を減額する場合

請求書類が当会社に到達した日。ただし、当会社が書類の提出を免除すると認めた場合は、当会社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当会社に到達した日

イ. 第8条(死亡保険金の支払い)第②項および備考③ならびに第13条(積立金の支払い)備考①で定める「被保険者が死亡した日における返戻金額」を計算する場合

被保険者が死亡した日

ウ. 第17条(重大事由による解除)の規定により解除となる場合

被保険者が死亡していたときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは当会社が解除の通知を発信した日の翌営業日

エ. 第30条(死亡保険金受取人による保険契約の存続)の規定により解約の効力が生じる場合

解約の効力が生じる日

※2 計算日の直前の生存給付金支払日がない場合は、契約日とします。

※3 「適用されている予定利率」とは、計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

※4 「計算日に定める利率」とは、指定通貨に応じて、次の指標金利(将来、この指標金利を変更することがあります。その場合は、第4条(予定利率)第④項の規定を準用します。)の当会社所定の期間における平均値に最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大1.6%を減じた利率を下限とする範囲内で計算日に当会社が定めた利率とします。

指定通貨	第1保険期間	指標金利
米ドル	4年	残存期間が2年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	9年	残存期間が4年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	14年	残存期間が7年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	19年	残存期間が9年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
豪ドル	4年	残存期間が2年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	9年	残存期間が4年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	14年	残存期間が7年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	19年	残存期間が9年のオーストラリア連邦国債の流通利回り

※5 0.1%を上限として当会社が定めた率

※6 「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1カ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※7 「調整係数」は、第1保険期間および終身保障倍率に応じて、次のとおりとします。

第1保険期間	終身保障倍率		
	0倍	2.5倍	5倍
4年	0.5	0.67	0.75
9年	0.5	0.60	0.67
14年	0.5	0.57	0.63
19年	0.5	0.56	0.60

4. II型(生存給付金あり型)の第2保険期間

経過した年月数により計算します。

5. Ⅲ型(定期支払金あり型)の第1保険期間および第2保険期間

次によって計算される金額とします。

以下のいずれか小さい金額

- 計算日※1における積立金額×(1－市場価格調整率)
- 基本保険金額×(1－市場価格調整率)

(注)「市場価格調整率」とは、次の算式により計算された率とします。ただし、計算日が予定利率計算基準日から直後の月単位の契約応当日の前日までの場合は、市場価格調整率をゼロとします。

$$1 - \left(\frac{\text{残存月数}^{※5} / 12}{1 + \text{適用されている予定利率}^{※2}} \right) \times \left(\frac{1 + \text{計算日に定める利率}^{※3} + \text{計算日における当会社が定める率}^{※4}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{※3} + \text{計算日における当会社が定める率}^{※4}} \right)$$

※1 「計算日」は、次のとおりとします。

ア. 保険契約を解約する場合および基本保険金額を減額する場合

請求書類が当会社に到達した日。ただし、当会社が書類の提出を免除すると認めた場合は、当会社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当会社に到達した日

イ. 第8条(死亡保険金の支払い)第②項および備考③ならびに第13条(積立金の支払い)備考①で定める「被保険者が死亡した日における返戻金額」を計算する場合

被保険者が死亡した日

ウ. 第17条(重大事由による解除)の規定により解除となる場合

被保険者が死亡していたときは被保険者が死亡した日、それ以外のときは当会社が解除の通知を発信した日の翌営業日

エ. 第30条(死亡保険金受取人による保険契約の存続)の規定により解約の効力が生じる場合

解約の効力が生じる日

※2 「適用されている予定利率」とは、計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

※3 「計算日に定める利率」とは、指定通貨および適用されている予定利率の設定日における被保険者の年齢に応じて、次の指標金利(将来、この指標金利を変更することがあります。その場合は、第4条(予定利率)第④項の規定を準用します。)の当会社所定の期間における平均値に最大2.0%を加えた利率を上限とし、最大1.0%を減じた利率を下限とする範囲内で計算日に当会社が定めた利率とします。

指定通貨	適用されている予定利率の設定日における被保険者の年齢	指標金利
米ドル	75歳以下	残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回り
	76歳以上	残存期間が5年のアメリカ合衆国国債の流通利回りと残存期間が10年のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値
豪ドル	75歳以下	残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回り
	76歳以上	残存期間が5年のオーストラリア連邦国債の流通利回りと残存期間が10年のオーストラリア連邦国債の流通利回りの平均値

※4 0.1%を上限として当会社が定めた率

※5 「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1カ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

法人契約特則

第1条 特則の内容

この特則は、保険契約者または死亡保険金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体等」といいます。）である場合の特別な取扱いについて定めたものです。

第2条 死亡保険金の請求手続き

団体等を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体等から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出して死亡保険金を請求してください。ただし、遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人についての書類で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者が請求内容について確認した書類
2. 団体等が死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払ったことを証する書類
3. 団体等が前2号の被保険者または死亡退職金等の受給者について本人であることを確認した書類

第3条 死亡保険金を支払わない場合

死亡保険金の支払事由が発生した場合に、保険契約者または死亡保険金受取人である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人とし、以下同じ。）に故意または重大な過失があるときは、これを保険契約者または死亡保険金受取人である法人の故意または重大な過失とみなし、普通保険約款の死亡保険金を支払わない場合の規定を適用します。

終身保障不担保特則

第1条 特則の内容

この特則は、終身保障倍率を0倍と定めたときの特別な取扱いについて定めたものです。

第2条 保険契約の消滅

普通保険約款第7条（保険期間）の規定にかかわらず、最終回の生存給付金支払日の到来時にこの保険契約は消滅するものとします。

第3条 社員配当金の支払い

第2条の規定により保険契約が消滅する場合、普通保険約款第15条第①項第2号に該当したものとみなし、社員配当金を支払います。

第4条 生存給付金支払日の特例

① 保険契約者は、保険契約締結の際、普通保険約款第1条第4号に規定する生存給付金支払日または次に定める生存給付金支払日のいずれかを選択することができます。

生存給付金	生存給付金支払日
第1回	契約日の翌営業日から起算して10営業日を経過する日
第2回	契約日後最初に到来する1月の月単位の契約応当日
第3回～最終回	第2回の生存給付金支払日後に到来する第1保険期間中の毎年の1月の月単位の契約応当日 ^①

② 保険期間中に生存給付金支払日を変更することはできません。

③ 第①項に規定する「次に定める生存給付金支払日」を選択した場合、「別表 返戻金表」を次のとおりに読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
別表 返戻金表 3. II型（生存給付金あり型）の第1保険期間	※5 「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1カ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。	※5 「残存月数」とは、計算日から起算して、最終回の生存給付金支払日の前日までの月数をいい、1カ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第4条 備考

① 契約日の属する月が1月の場合は、最終回の生存給付金支払日は、第1保険期間満了日の翌日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

定期支払率 2 段階化特約条項

この特約の内容

この特約は主契約（5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[B]）に付加し、定期支払率を2段階化する特約です。
主契約の条項（主約款）は「約款」のページをご覧ください。

第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[B] 契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。

第2条 特約の締結と取扱い

- ① この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約を付加した場合は、主約款の規定について、次の各号の取扱いとします。
 1. 保険契約の型のうち「Ⅲ型（定期支払金あり型）」を「定期支払率2段階化特約付Ⅲ型（定期支払金あり型）」と読み替えます。
 2. 前号の読み替えに加えて、主約款第10条（定期支払金の支払い）の規定を次のとおり読み替えます。

第10条 読み替え後

- ① 当社は、次表に定めるところによって定期支払金を支払います。

種類	支払事由 (定期支払金を支払う場合)	支払金額	受取人
定期支払金 (定期支払率2段階化特約付Ⅲ型（定期支払金あり型）のみ)	被保険者が予定利率計算基準日 ^① を除く年単位の契約応当日 ^② に生存しているとき ^③	基本保険金額 × 定期支払率 A	保険 契約者 ^④
	被保険者が予定利率計算基準日に生存しているとき ^③	基本保険金額 × 定期支払率 B	

第10条(読み替え後) 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- ② 年単位の契約応当日（予定利率計算基準日を除く）の当日に被保険者が死亡した場合は含みます。
- ③ 予定利率計算基準日の当日に被保険者が死亡した場合は含みます。
- ④ 定期支払金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

② 第①項の定期支払率Aおよび定期支払率Bは、契約日および各予定利率計算基準日に、予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて、定期支払率Bが定期支払率Aの10倍の率となるように次のとおり当社が定めます。

	定める日	適用する定期支払金
定期 支払率A	契約日	契約日の翌年の年単位の契約応当日から、その直後に到来する予定利率計算基準日の前年の年単位の契約応当日までの期間に支払われる定期支払金
	各予定利率計算基準日（最後の予定利率計算基準日を除く）	当該予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日から、その直後に到来する予定利率計算基準日の前年の年単位の契約応当日までの期間に支払われる定期支払金
	最後の予定利率計算基準日	最後の予定利率計算基準日の翌年の年単位の契約応当日以後の期間に支払われる定期支払金
定期 支払率B	契約日	最初の予定利率計算基準日に支払われる定期支払金
	各予定利率計算基準日（最後の予定利率計算基準日を除く）	当該予定利率計算基準日の直後に到来する予定利率計算基準日に支払われる定期支払金

第 3 条 特約の解約

この特約のみを解約することはできません。

第 4 条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。
(令和 4 年12月 1 日実施)

円入金特約条項

この特約の内容

指定通貨建保険契約の保険料の払込みについて、指定通貨での払込みに代えて、円での払込みを行なうことについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この円入金特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
受領日	「受領日」とは、当会社が円により払い込まれた一時払保険料または一時払保険料相当額を受領した日のことをいいます。

第2条 特約の締結

この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

第3条 特約の適用

この特約を主契約に付加した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

1. 保険契約者は、主契約における一時払保険料または一時払保険料相当額を円により払い込むものとします。
2. 保険契約の締結の際における主契約の基本保険金額は、円により払い込まれた一時払保険料または一時払保険料相当額を受領日^①における当会社所定の為替レートをを用いて指定通貨に換算した金額とします。
3. 第2号の当会社所定の為替レートは、受領日^①における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）^②を上回ることはありません。

第3条 備考

① その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。

② 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

第4条 5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）契約または5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）〔Ⅱ型〕契約に付加した場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）契約または5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）〔Ⅱ型〕契約に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 主約款の円建終身保険移行特則の規定にかかわらず、判定基準金額は、第3条（特約の適用）に定める円により払い込まれた一時払保険料または一時払保険料相当額とします。
2. 主契約の基本保険金額を減額する場合には、第1号に定める判定基準金額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の判定基準金額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（平成29年8月1日実施）
（令和5年4月1日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

円支払特約条項

この特約の内容

指定通貨建保険契約の指定通貨建ての死亡保険金や返戻金等について、円での支払いを行なうことについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この円支払特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。

第2条 特約の締結

この特約は、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します^①。

第3条 死亡保険金等を支払う場合の取扱い

- ① 死亡保険金等^①の請求に際して、死亡保険金等の受取人から申出があり、かつ、当社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡保険金等を円により支払います。
- ② 第①項の場合、請求書類が当社に到達した日^②における当社所定の為替レートを用いて死亡保険金等^①を円に換算します。
- ③ 第②項の当社所定の為替レートは、請求書類が当社に到達した日^②における当社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^③を下回ることはありません。
- ④ 主約款の規定により積立金^④が保険契約者に支払われる場合で、保険契約者から申出があったときは、第①項から第③項までの規定を準用して、積立金を円により支払います。

第4条 満期保険金等を支払う場合の取扱い

- ① 満期保険金等^①の請求に際して、満期保険金等の受取人から申出があり、かつ、当社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、満期保険金等を円により支払います。
- ② 第①項の場合、主契約の満期保険金等^①の支払事由発生日^②または請求書類が当社に到達した日のいずれか遅い日^③における当社所定の為替レートを用いて満期保険金等を円に換算します。
- ③ 第②項の当社所定の為替レートは、主契約の満期保険金等^①の支払事由発生日^②または請求書類が当社に到達した日のいずれか遅い日^③における当社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^④を下回ることはありません。

第2条 備考

- ① 保険金等の支払事由の発生後は、その受取人の申出によって、締結します。

第3条 備考

- ① 死亡保険金等とは、主契約の死亡保険金、災害死亡保険金、死亡給付金、災害死亡給付金および介護保険金をいいます。
- ② その日が、当社が指定する金融機関の休業日または当社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当社が指定する金融機関の営業日かつ当社の営業日である日とします。
- ③ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ④ 当社の定める方法によって計算される主契約に対する責任準備金のことをいいます。

第4条 備考

- ① 満期保険金等とは、主契約の満期保険金、生存給付金および定期支払金をいいます。
- ② 満期保険金については主契約の保険期間満了日、生存給付金および定期支払金については、支払事由発生日をいいます。
- ③ その日が、当社が指定する金融機関の休業日または当社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当社が指定する金融機関の営業日かつ当社の営業日である日とします。
- ④ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第5条 返戻金を支払う場合の取扱い

- ① 返戻金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、当会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、返戻金を円により支払います。
- ② 第①項の場合、請求書類が当会社に到達した日^{①②}における当会社所定の為替レートを用いて返戻金を円に換算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、主約款の「保険金の受取人による保険契約の存続」または「死亡保険金受取人による保険契約の存続」の規定に定める契約の解約においては、債権者等からの申出があり、かつ、当会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、返戻金を円により支払います。この場合には、解約の効力が生じる日^②における当会社所定の為替レートを用いて返戻金を円に換算します。
- ④ 第②項に定める当会社所定の為替レートは、請求書類が当会社に到達した日^{①②}、第③項に定める当会社所定の為替レートは、解約の効力が生じた日^②における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^③を下回ることはありません。

第5条 備考

- ① 当会社が書類の提出を免除した場合は、当会社の定める方法により返戻金を請求する意思表示が当会社に到達した日とします。
- ② その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。
- ③ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

第6条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第7条 5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）の猶予期間満了に伴う解除をする場合の特則

この特約を5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）に付加した場合で、主約款第23条第④項の規定により当会社が返戻金を支払うときは、次に定めるところによります。

1. 主約款の通貨に関する規定（主約款第2条第②項）にかかわらず、返戻金を円により支払います。
2. 第5条を次のとおり読み替えます。

第5条 返戻金を支払う場合の取扱い

- ① 主約款の通貨に関する規定にかかわらず、返戻金を円により支払います。
- ② 第①項の場合、解除された日の属する月の翌々月の1日^①における当会社所定の為替レートを用いて返戻金を円に換算します。
- ③ 第②項に定める当会社所定の為替レートは、解除された日の属する月の翌々月の1日^①における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^③を下回ることはありません。

第5条(読み替え後) 備考

- ① その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直後に到来する当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。
- ② 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

第8条 特約の内容変更等の効力

- ① 次の手続きの承諾の効力は、当会社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
 1. 第3条（死亡保険金等を支払う場合の取扱い）
 2. 第4条（満期保険金等を支払う場合の取扱い）
 3. 第5条（返戻金を支払う場合の取扱い）
- ② 第①項各号の手続きの請求は、請求後に保険契約者もしくは保険金等の受取人が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

においても、効力を有するものとします。

第9条 生存給付金円建上限額を指定する場合の特則

- ① 保険契約者は、以下の主契約で、保険契約の型がⅡ型（生存給付金あり型）である保険契約の締結の際、当会社の承諾を得て、第②項第2号に定める円建上限額を指定することができます。円建上限額を指定する場合、この特則が適用されます。
- 5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[A] 契約
 - 5年ごと利差配当付利率変動型一時払保障選択制終身保険（指定通貨建）[B] 契約
- ② この特則が適用された場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、次に定めるところによります。
- 生存給付金は、円により支払うこととします。
 - 保険契約者は、主契約の締結の際、当会社の定める範囲内で、生存給付金の支払金額の上限額を設定してください（以下、設定された金額を、「円建上限額」といいます。）。なお、主約款の「基本保険金額の減額」に関する規定により、基本保険金額を減額した場合、円建上限額もその割合に応じて減額されるものとします。
 - 主約款第1条第9号を次のとおりに読み替えます。

号	用語	定義
9	積立金	「積立金」とは、当会社の定める方法により計算される保険契約に対する責任準備金 ^⑨ のことをいいます。

4. 第4条を次のとおり読み替えます。

第4条 生存給付金を支払う場合の取扱い

- ① 生存給付金の請求に際しては、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、生存給付金を円により支払います。
- ② 主約款に規定する生存給付金基準額^①および第④項に規定する繰越準備金額の合計を、生存給付金支払日^{②③}における当会社所定の為替レートを用いて円に換算します（以下、この金額を、「円換算額」といいます。）。
- ③ 当会社は、主約款に定める生存給付金の支払金額の規定にかかわらず、次表の各号に定める金額を支払います。

号	支払金額
1	円換算額が円建上限額超の場合
2	円換算額が円建上限額以下の場合

- ④ 第③項第1号の場合、円換算額から円建上限額を差し引いた金額は、次表の各号のとおり取り扱います。

号	円換算額から円建上限額を差し引いた金額の取扱い
1	最終回以外の生存給付金を支払う場合 生存給付金支払日 ^{②③} における当会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算した金額を、繰越準備金として当該生存給付金支払日から当会社の定める率の利息を付けて積み立てます。
2	最終回の生存給付金を支払う場合 保険契約者に支払います。

- ⑤ 第④項第2号の規定により、保険契約者に円換算額から円建上限額を差し引いた金額を支払う場合は、保険契約者は、当会社の定める書類を提出して、円換算

第1条(読み替え後) 備考

- ③ 円支払特約条項の生存給付金円建上限額を指定する場合の特則における繰越準備金は含まれません。

第4条(読み替え後) 備考

- ① 第1回の生存給付金については、第1回の生存給付金を支払う際に付利される主約款に規定する当会社の定める利息を含めた金額とします。
- ② 第1回の生存給付金については、主契約の契約日とします。
- ③ その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直前の当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

額から円建上限額を差し引いた金額を請求してください。この場合、主約款の「保険金等の支払いの場所と時期」に関する規定を準用します。

⑥ 第⑤項にかかわらず、次のいずれも満たす場合は、円換算額から円建上限額を差し引いた金額は、最終回の生存給付金における生存給付金支払日^③に保険契約者から請求があったものとして、保険契約者名義の預貯金口座（本号アに規定される口座）への振込みによって支払います。

ア. 保険契約者から円換算額から円建上限額を差し引いた金額の振込先として指定された預貯金口座があること

イ. その他当会社の定めた基準を満たすこと

⑦ 第②項および第④項の当会社所定の為替レートは、生存給付金支払日^{②③}における当会社が指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）^④を下回ることはありません。

⑧ 主契約が消滅する場合で、繰越準備金があるときは、次表の各号のとおり取り扱います。

号		繰越準備金の取扱い
1	被保険者が死亡した場合で、死亡保険金を支払うとき	主約款に規定する死亡保険金と合わせて、死亡日における繰越準備金額を死亡保険金受取人に支払います ^⑥ 。
2	被保険者が死亡した場合で、主約款の規定により積立金 ^⑤ を支払うとき	主約款に規定する積立金と合わせて、死亡日における繰越準備金額を保険契約者に支払います ^⑥ 。
3	解約等により返戻金を支払う場合	主約款に規定する返戻金と合わせて、解約等の日における繰越準備金額を保険契約者に支払います ^⑥ 。

（平成29年8月1日実施）
（令和5年10月1日改正）

第4条(読み替え後) 備考

③ その日が、当会社が指定する金融機関の休業日または当会社の休業日である場合は、その日の直前の当会社が指定する金融機関の営業日かつ当会社の営業日である日とします。

② 第1回の生存給付金については、主契約の契約日とします。

④ 1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

⑥ 合わせて支払う死亡保険金、積立金または返戻金と同じ通貨で支払います。

⑤ 第②項第3号で読み替えた主契約に対する責任準備金のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

[illegible]

[illegible]

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

M E M O

保 険 の こ と ば

～主な用語のご説明～

●太字の用語は他の項目で説明しています。 ●➡の用語もご参照ください。

あ

一時払保険料相当額

【いちじばらいほけんりょうそうとうがく】

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払込みいただくお金の中で、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

か

基本保険金額

【きほんほけんきんがく】

「保険の特徴と仕組み」をご覧ください。

給付金

【きゅうふきん】

➡【保険金／給付金】

契約応当日

【けいやくおうとうび】

契約日に対応する日のことで、年単位の契約応当日があります。

（例）契約日が2017年5月1日の保険契約の場合、年単位の契約応当日は2018年以降毎年の5月1日となります。

契約日

【けいやくび】

保険契約が始まる日をいい、**保険期間**の起算日や**年齢**の計算の基準日になります。

告知

【こくち】

被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのままに報告していただくことを告知といいます。
この保険の場合、告知は不要です。

さ

市場価格調整

【しじょうかかくちょうせい】

「保険の特徴と仕組み」をご覧ください。

実質的な利回り

【じしつてきなりまわり】

「保険の特徴と仕組み」をご覧ください。

指定通貨

【していづか】

ご契約時に米ドルもしくは豪ドルから指定いただいた通貨のことをいいます。

支払事由

【しはらいじゆう】

保険金などが支払われる場合のことをいいます。被保険者の死亡などがこれにあたります。

➡【免責事由】

社員配当金

【しゃいんはいとうきん】

決算で生じた剰余金から**保険契約者**に分配されるお金のことをいいます。

主契約／特約

【しゅけいやく／とくやく】

主約款（普通保険約款）に記載された契約内容を主契約といい、**特約条項**に記載されている契約内容を特約といいます。特約だけで契約することはできません。

➡【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

主約款（普通保険約款）

【しゅやっかん（ふつうほけんやっかん）】

➡【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

受領日

【じゅりょうび】

保険料を当社が受領した日のことをいいます。

生存給付金受取人

【せいぞんきゅうふきんうけとりんにん】

生存給付金を受け取る人のことをいい、**保険契約者**が指定します。

責任開始時／責任開始日

【せきにんかいしじ／せきにんかいしび】

保険契約上の保障が開始する時点を負任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

責任準備金／積立金

【せきにんじゅんびきん／つみたてきん】

将来の**保険金**などをお支払いするために、**保険料**の中から必要な金額を積み立てています。この積立金のことをいいます。

た

定款

【ていかん】

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

特約

【とくやく】

→【主契約／特約】

特約条項

【とくやくじょうこう】

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

な

年齢の計算

【ねんれいのけいさん】

ご契約時の**被保険者**の保険契約上の「年齢」は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。ご契約後の**被保険者**の「年齢」は、年単位の**契約応当日**ごとに1歳を加えて計算します。

は

配当金

【はいとうきん】

→【社員配当金】

被保険者

【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が死亡した場合などに**保険金**などが支払われます。

返戻金

【へんれいきん】

保険契約が解約された場合などに**保険契約者**にお払戻しするお金のことをいいます。

保険期間

【ほけんきかん】

保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険金受取人

【ほけんきんうけとりんにん】

保険金を受け取る人のことをいい、死亡**保険金受取人**は**保険契約者**が指定します。

保険金／給付金

【ほけんきん／きゅうふきん】

被保険者が死亡などの**支払事由**に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険契約者

【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（**保険料**のお払込みなど）を持つ人のことをいいます。

保険証券

【ほけんしょうけん】

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保障の額や**保険期間**などを記載しています。

保険年度

【ほけんねんど】

契約日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。契約日からの最初の1年間を第1保険年度といい、以後、第2保険年度、第3保険年度…といいます。

保険料

【ほけんりょう】

保険金などの対価として**保険契約者**からお払込みいただくお金のことをいいます。

ま

免責事由

【めんせきじゆう】

被保険者が**支払事由**に該当された場合でも、契約後3年以内の自殺などのケースでは**保険金**が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

約款／主約款（普通保険約款）／特約条項

【やっかん／しゅやっかん（ふつうほけんやっかん）／とくやくじょうこう】

約款は、お支払いする場合や、**保険料**のお払込みなど、保険契約の内容をあらかじめ定めたものです。

このうち、**保険契約者**と当社との間の基本的な取り決めを主約款（普通保険約款）といい、追加的な取り決めを特約条項といいます。

➡【主契約／特約】

予定利率

【よていりりつ】

「保険の特徴と仕組み」をご覧ください。

予定利率計算基準日

【よていりりつけいさんきじゅんび】

「保険の特徴と仕組み」をご覧ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

	しおりの ページ
• 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）	9
• 保険の特徴と仕組み	11
• 告知／保障の開始	26
• 保険金などをお支払いできない場合	36
• 解約と返戻金	44

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

お電話によるお問い合わせ窓口

明治安田コミュニケーションセンター

ようこそ ハロー
 0120-453-860

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9：00～18：00

土曜（除く祝日・年末年始）9：00～17：00

お問い合わせは契約者ご本人さま、給付金・保険金のご請求は被保険者さままたは受取人さまからお願いいたします

明治安田コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、当社ホームページをご覧ください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本 社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
電話 03-3283-8111（代表）

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田

検索

